

2018 年 3 月 末

連結自己資本規制および

連結流動性規制に関する開示

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 208 条の 28 第 1 項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合及び金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 57 条の 17 第 2 項の経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項に基づき行う開示

事業年度 自 2 0 1 7 年 4 月 1 日
(第 1 1 4 期) 至 2 0 1 8 年 3 月 3 1 日

第1部 連結自己資本規制に関する開示	3
第1章 自己資本の構成に関する開示事項	4
第2章 定性的な開示事項	10
1. 連結の範囲	10
2. リスク管理の概要	11
3. 野村の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	16
4. 市場リスク管理の概要	16
5. 証券化エクスポージャー管理の概要	18
6. 信用リスク管理の概要	19
7. オペレーショナル・リスク管理の概要	21
8. モデル・リスク管理	23
9. トレーディング業務以外の出資等または株式等エクスポージャー	24
10. 標準的手法についての定性開示項目記載の一環として記載する事項	24
11. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	24
12. 内部格付手法を採用した場合の開示事項	25
13. 非トレーディング勘定における金利リスクの概要	25
14. 連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項	26
第3章 定量的な開示事項（当期末分）	27
1. その他金融機関等であって、最終指定親会社の子法人等であるものの自己資本	27
2. 信用リスクに関する次に掲げる事項	27
3. グローバルなシステム上重要な銀行の選定指標に関する開示事項	29
4. 第三の柱に関する告示別紙様式第2号および7号に基づく定量的な開示事項	31
第4章 定量的な開示事項（前期末分）	52
1. 連結自己資本規制比率に関する事項	52
2. 自己資本の充実度に関する事項	52
3. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項	53
4. 信用リスク削減手法に関する事項	58
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	58
6. 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	59
7. マーケット・リスクに関する事項	60
8. トレーディング業務以外の出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	61
第5章 自己資本調達手段に関する契約内容	62
1. 野村ホールディングス株式会社 普通株式	62
2. 野村ホールディングス株式会社 第1回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定）	64
3. 野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債（劣後特約付）	67
4. 野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	71
5. 野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債（劣後特約付）	75
6. 野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）	79
7. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金	83
8. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金	85
9. キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD 非支配持分	87
10. Nomura Asset Management Taiwan Ltd. 非支配持分	89
11. Chi-X Global Holdings LLC 非支配持分	91
12. 株式会社杉村倉庫 非支配持分	93
13. Shanghai Nomura Lujiazui Investment Management Co., Ltd. 非支配持分	95
14. 株式会社ウエルス・スクエア 非支配持分	97
第6章 連結レバレッジ比率に関する開示事項	99
第2部 連結流動性規制に関する開示	101
第1章 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	102
第2章 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	103
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	103
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	103
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	103
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	103
第3章 資金流動性リスク管理に係る開示事項	104
1. 資金流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	104
2. 資金流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	104

3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	106
第3部 開示方針.....	107

第 1 部 連結自己資本規制に関する開示

(経営の健全性の状況)

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成 22 年金融庁告示第 132 号）に基づき行う開示

第1章 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

国際様式の該当 番号	項目	2018年3月末	2017年12月末	
		当最終指定親会社 四半期末	前最終指定親会社 四半期末	経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目(1)				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	2,806,420	2,817,037	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の 額	1,269,772	1,269,621	
2	うち、利益剰余金の額	1,694,635	1,699,918	
1c	うち、自己株式の額（△）	157,987	152,501	
26	うち、社外流出予定額（△）	—	—	
	うち、上記以外に該当するもの の額	—	—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—	—	
3	その他の包括利益累計額及びその 他公表準備金の額	△59,356	△7,536	△1,884
5	普通株式等Tier1 資本に係る調整 後非支配株主持分の額	—	—	
	経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入さ れるものの額の合計額	—	1,643	
6	普通株式等Tier1 資本に係 る基礎項目の額（イ）	2,747,064	2,811,145	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目(2)				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サー ビシング・ライツに係るものを除 く。）の額の合計額	190,066	155,955	38,989
8	うち、のれんに係るもの（のれ ん相当差額を含む。）の額	78,523	66,894	16,723
9	うち、のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライツに係るも の以外のものの額	111,543	89,062	22,265
10	繰延税金資産（一時差異に係るも のを除く。）の額	1,844	4,474	1,118
11	繰延ヘッジ損益の額	—	—	—
12	適格引当金不足額	25,756	23,166	5,792
13	証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額	—	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額	6,702	2,291	573
15	前払年金費用の額	10,564	8,735	2,184
16	自己保有普通株式（純資産の部に 計上されるものを除く）の額	12,167	11,145	2,786

(単位：百万円、%)

国際様式の該当 番号	項目	2018年3月末	2017年12月末	
		当最終指定親会社 四半期末	前最終指定親会社 四半期末	経過措置による 不算入額
17	意図的に保有している他の金融機 関等の普通株式の額	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の 額	—	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準 超過額	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る 対象資本調達手段のうち普通株 式に該当するものに関連するも のの額	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サービシング・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基 準超過額	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る 対象資本調達手段のうち普通株 式に該当するものに関連するも のの額	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲー ジ・サービシング・ライツに係 るものに限る。）に関連するも のの額	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異 に係るものに限る。）に関連す るものの額	—	—	—
27	その他Tier1 資本不足額	—	—	
28	普通株式等Tier1 資本に係 る調整項目の額 (ロ)	247, 099	205, 766	
普通株式等Tier1 資本				
29	普通株式等Tier1 資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	2, 499, 966	2, 605, 379	
その他Tier1 資本に係る基礎項目(3)				
31a	30	その他Tier1 資本調達手段に係る 株主資本の額	—	—
31b		その他Tier1 資本調達手段に係る 新株予約権の額	—	—
32		その他Tier1 資本調達手段に係る 負債の額	165, 000	165, 000
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—

(単位：百万円、%)

国際様式の該当 番号	項目	2018年3月末	2017年12月末	
		当最終指定親会社 四半期末	前最終指定親会社 四半期末	経過措置による 不算入額
34-35	その他Tier1 資本調達手段に係る 調整後非支配株主持分等の額	1,401	1,269	
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額の うちその他Tier1 資本に係る基礎 項目の額に含まれる額	—	—	
33	うち、最終指定親会社及び最終 指定親会社の特定目的会社等の 発行する資本調達手段の額	—	—	
35	うち、最終指定親会社の連結子 法人等（最終指定親会社の特別 目的会社等を除く。）の発行す る資本調達手段の額	—	—	
	経過措置によりその他Tier1 資本 に係る基礎項目の額に算入される ものの額の合計額	—	△1,884	
	うち、その他の包括利益累計額 及びその他公表準備金の額	—	△1,884	
36	その他Tier1 資本に係る基 礎項目の額 (二)	166,401	164,385	
その他Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier1 資本調達手 段の額	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機 関等のその他Tier1 資本調達手段 の額	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	4,001	1,000
	経過措置によりその他Tier1 資本 に係る調整項目の額に算入される ものの額の合計額	—	23,396	
	うち、無形固定資産（のれんに 係るものに限る）の額	—	16,723	
	うち、無形固定資産（のれん及 びモーゲージ・サービシング・ ライツに係るものを除く）の額	—	3,204	
	うち、期待損失額の対適格引当 金超過額を2で除した額	—	2,896	
	うち、負債の時価評価により生 じた時価評価差額であって自己 資本に算入される額	—	573	
42	Tier2 資本不足額	—	—	
43	その他Tier1 資本に係る調 整項目の額 (ホ)	—	27,397	

(単位：百万円、%)

国際様式の該当 番号	項目	2018年3月末	2017年12月末	
		当最終指定親会社 四半期末	前最終指定親会社 四半期末	経過措置による 不算入額
その他Tier1 資本				
44	その他Tier1 資本の額((二) －(ホ)) (ヘ)	166,401	136,987	
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額((ハ)＋ (ヘ)) (ト)	2,666,367	2,742,366	
Tier2 資本に係る基礎項目(4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額	—	—	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—	—	
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	—	
48－49	Tier2 資本調達手段に係る調整後非支配株主持分等の額	330	298	
47＋49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	66,083	89,015	
47	うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特定目的会社等の発行する資本調達手段の額	60,880	76,100	
49	うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	5,203	12,915	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計	—	—	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	—	—	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	—	—	
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	
51	Tier2 資本に係る基礎項目 (チ) の額	66,412	89,313	
Tier2資本に係る調整項目				
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—

(単位：百万円、%)

国際様式の該当 番号	項目	2018年3月末	2017年12月末	
		当最終指定親会社 四半期末	前最終指定親会社 四半期末	経過措置による 不算入額
54	少数出資金融機関等のTier2 資本 調達手段の額	—	—	—
55	その他金融機関等のTier2 資本調 達手段の額	327	270	68
	経過措置によりTier2 資本に係る 調整項目の額に算入されるものの 額の合計額	—	3,964	
	うち、他の金融機関等の資本調 達手段の額	—	1,068	
	うち、期待損失額の対適格引当 金超過額を2で除した額	—	2,896	
57	Tier2 資本に係る調整項目 の額 (リ)	327	4,234	
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額((チ)ー (リ)) (ヌ)	66,086	85,079	
総自己資本				
59	総自己資本合計((ト)+(ヌ)) (ル)	2,732,453	2,827,445	
リスク・アセット(5)				
	経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額の合計 額	—	25,150	
	うち、無形固定資産(のれん及 びモーゲージ・サービシング・ ライセンスに係るものを除く)の額	—	19,061	
	うち、繰延税金資産(一時差異 に係るものを除く)の額	—	1,118	
	うち、前払年金費用の額	—	2,184	
	うち、自己保有普通株式(純資 産の部に計上されるものを除 く)の額	—	2,786	
60	リスク・アセットの額の合計 額 (ヲ)	15,122,291	15,009,956	
連結自己資本規制比率				
61	連結普通株式等Tier1 比率((ハ) /(ヲ))	16.53%	17.3%	
62	連結Tier1 比率((ト)/(ヲ))	17.63%	18.2%	
63	連結総自己資本規制比率((ル)/ (ヲ))	18.06%	18.8%	
調整項目に係る参考事項(6)				
72	少数出資金融機関等の対象資本調 達手段に係る調整項目不算入額	119,467	144,231	

(単位：百万円、%)

国際様式の該当 番号	項目	2018年3月末	2017年12月末	
		当最終指定親会社 四半期末	前最終指定親会社 四半期末	経過措置による 不算入額
73	その他金融機関等に係る対象資本 調達手段のうち普通株式に係る調 整項目不算入額	185,592	203,282	
74	無形固定資産（モーゲージ・サー ビシング・ライツに係るものに限 る。）に係る調整項目不算入額	—	—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るも のに限る。）に係る調整項目不算 入額	3,703	27,345	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)				
76	一般貸倒引当金の額	—	—	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本 算入上限額	—	—	
78	内部格付手法採用最終指定親会社 において、適格引当金の合計額か ら事業法人等向けエクスポ ージャー及びブリテール向けエク スポージャーの期待損失額の合計額 を控除した額（当該額が零を下回 る場合にあっては、零とする。）	—	—	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入 上限額	—	—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8)				
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る 算入上限額	—	—	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額か ら適格旧Tier1 資本調達手段に係 る算入上限額を控除した額（当該 額が零を下回る場合にあっては、 零とする。）	—	—	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る 算入上限額	104,880	155,660	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額か ら適格旧Tier2 資本調達手段に係 る算入上限額を控除した額（当該 額が零を下回る場合にあっては、 零とする。）	92,320	76,100	

第2章 定性的な開示事項

1. 連結の範囲

- (1) 「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年12月金融庁告示第130号。以下、「連結自己資本規制比率告示」といいます。）第2条に規定する連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「会社グループ」といいます。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲（以下、「会計連結範囲」といいます。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結保険子法人等について、連結自己資本規制比率告示第3条第3項に基づき、連結自己資本規制比率算出においては非連結子会社としての取り扱いをしております。

また、連結変動持分事業体（以下、「VIE」といいます。）については、経済実態に即し、連結自己資本規制比率算出においては非連結子会社としての取り扱いを行っております。具体的には、会社グループ内エンティティとの間のカウンターパーティ・リスクは内部消去を行わずにこれを信用リスク・アセットの額として算出し、同じく会社グループ内エンティティによる当該VIEの運用する資産に対する投資については、信用リスク・アセットの額またはマーケット・リスク相当額を算出しております。

- (2) 会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

2018年3月末において、野村證券株式会社（日本・証券業）、ノムラ・インターナショナルPLC（英国・証券業）、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.（米国・証券業）、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（香港・証券業）、野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社（日本・証券業）など187社。

- (3) 連結自己資本規制比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連会社等の数並びに当該金融業務を営む関連会社等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- (4) 会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものについては、該当ありません。

会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものについては、2018年3月末において、

Nomura Reinsurance ICC Limited	（ガーンジー、保険業、総資産0.5億円、純資産0.5億円）、
Nomura Reinsurance 1 IC Limited	（ガーンジー、保険業、総資産210億円、純資産14億円）、
Nomura Reinsurance 3 IC Limited	（ガーンジー、保険業、総資産38億円、純資産3億円）、
Nomura Reinsurance 5IC Limited	（ガーンジー、保険業、総資産29億円、純資産8億円）、
US CB Reinsurance 1 IC Limited	（ガーンジー、保険業、総資産12億円、純資産11億円）、
US CB Reinsurance 2 IC Limited	（ガーンジー、保険業、総資産6億円、純資産6億円）、
Nomura Americas Re Ltd.	（バミューダ、保険業、総資産46億円、純資産38億円）、
Nomura Americas US Re Ltd.	（バミューダ、保険業、総資産17億円、純資産15億円）、

その他VIE1,084社が該当します。

- (5) 会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

会社グループの持株会社並びに子会社等に適用される法令の要件を適切に満たす自己資本の額が確保されること、また、各会社の業務の運営を損なうことなくかつ支払い能力・流動性・収益性に悪影響が及ばないこと等を十分考慮した上で適切に運営されております。

2. リスク管理の概要

野村の事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因するリスクなどのさまざまなリスクに晒されております。野村では、財務の健全性を確保し、企業価値を維持・向上するために、これらのリスクを総合的にコントロールし、モニタリングし、報告するためのリスク管理体制を構築しております。

(1) リスク管理の基本理念

野村では、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスクなど業務運営によって生じる不測の損失により野村の資本が毀損する可能性、および自社の信用力の低下または市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなるという資金流動性リスク、さらに収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなるというビジネス・リスクをリスクとして定義しております。

そのうえで、野村では全社員が自らリスク管理を行う主体であると認識し、リスクに適切に対処することを基本理念としております。

野村では、組織内の全階層において積極的なリスク管理がなされるよう推進し、かつ、リスクをリスク・アペタイトの範囲内に抑制するよう努めております。

野村のリスク管理の枠組みはリスク・アペタイト、リスク管理のガバナンスおよび監督、財務的経営資源の管理、すべてのリスク・カテゴリーの管理、およびリスクの計測および管理プロセスで構成されています。これら主要な項目については次に詳述いたします。

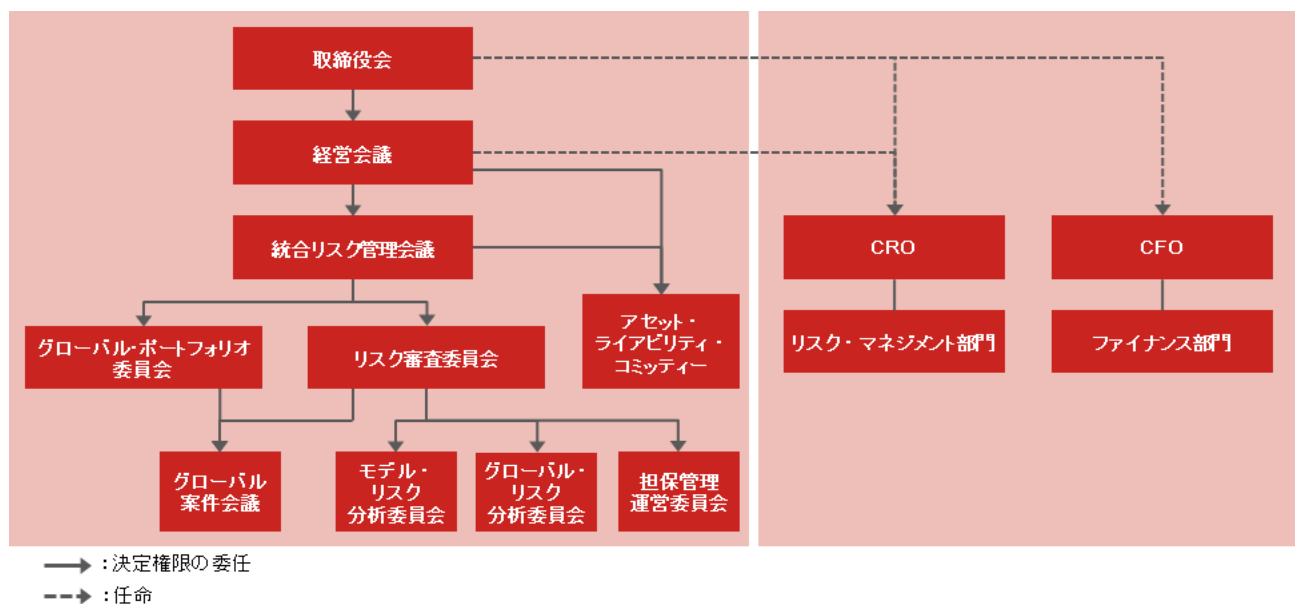
(2) リスク・アペタイト

野村は、規制上の資本、流動性、業務環境によって決定される制約条件を勘案のうえ、最大限取りうるリスク水準の範囲内で、戦略的な目標と事業計画の達成のために許容するリスクの種類およびリスク量を、リスク・アペタイト・ステートメントとして定めています。リスク・アペタイト・ステートメントは、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）および財務統括責任者（CFO）により提案され、経営会議が承認することにより決定されます。リスク・アペタイト・ステートメントには、自己資本充実度とバランス・シート、流動性リスク、市場および信用リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク、モデル・リスクが含まれ、野村の事業遂行にともなうリスクが表されています。またリスク・アペタイトの各項目の主管部署は、定期的にモニタリングを行い、違反が発生することがないように、適切に管理を行うこととしています。

野村のリスク・アペタイト・ステートメントについては、経営会議において年一回見直しが行なわれています。見直しは必要に応じて臨時で実施し、当社戦略に重大な変更があった場合には必ず見直しを行うことになっております。リスク・アペタイトは、野村のリスク管理体制の基礎をなすものです。

(3) リスク管理の組織体制

野村では、効果的な事業運営とリスク管理のための会議体が設置されています。リスク管理体制は以下のとおりです。



取締役会

取締役会は、野村の経営の基本方針、その他法令に定められた事項について決定し、取締役および執行役の職務執行状況を監督します。また取締役会は、経営会議規程の制定、改廃について決定する権限を有しております。

経営会議

経営資源の有効活用と業務執行の意思統一を図ることにより、野村における経営戦略および経営資源の配分ならびに経営にかかる重要事項を審議し、株主価値の増大に努めます。またリスク管理に関する審議事項の決定権限を統合リスク管理会議に委譲しています。

統合リスク管理会議

業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、経営会議の委任を受け、野村の統合リスク管理に係る重要事項の審議・決定をします。統合リスク管理会議は、野村のリスク・アペタイトに整合した統合リスク管理の枠組みの整備を行います。

また、リスク管理の枠組みを整備することを通じて野村のリスク管理を監督します。リスク管理に関する重要な事項その他議長が必要と認める事項について、取締役会および経営会議に報告します。

加えて、統合リスク管理会議は、経営会議の委譲を受け、リスク管理規程を策定し、リスク管理の基本方針を含む野村のリスク管理の枠組みについて定めております。

リスク審査委員会

統合リスク管理会議の委任を受けたリスク審査委員会は、統合リスク管理会議が定める野村の戦略的なリスク配分、リスク・アペタイトに基づいて、野村の市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスクにかかる重要事案を審議・決定し、業務の健全かつ円滑な運営に努めております。審議内容や議長が必要と認める事項について、統合リスク管理会議に報告します。

グローバル・ポートフォリオ委員会

統合リスク管理会議の委任を受けたグローバル・ポートフォリオ委員会は、特定のポートフォリオの管理に係る事案を審議・決定し、野村のリスク配置およびリスク・アペタイトに沿ったリスク・プロファイルを実現することを目的としております。特定のポートフォリオとは、3つのカテゴリー（イベント・ファイナンス、ターム・ファイナンス、アセット・ベースド・ファイナンス）の少なくとも1つに該当するビジネスまたは商品から構成されるポートフォリオとなります。

アセット・ライアビリティ・コミッティー

アセット・ライアビリティ・コミッティーは、経営会議および統合リスク管理会議の委任を受け、統合リス

ク管理会議が定める野村のリスク・アペタイトに基づきバランス・シート管理体制、財務的経営資源の配賦、流動性管理などを審議します。審議内容や議長が必要と認める事項について、統合リスク管理会議に報告します。

グローバル・リスク分析委員会およびモデル・リスク分析委員会

グローバル・リスク分析委員会およびモデル・リスク分析委員会は、リスク審査委員会の委任を受け、野村におけるリスク・モデルおよび評価モデルの開発および管理に関する重要事項の審議・決定をします。両委員会は、新規モデルや既存モデルの大幅な変更の承認など、リスク・モデルおよび評価モデルの管理における統制および監督について責任を有します。重要事項の審議や決定について、定期的にリスク審査委員会に報告します。

グローバル案件会議

グローバル案件会議は、リスク審査委員会およびグローバル・ポートフォリオ委員会の委任を受け、統合リスク管理会議が定める野村のリスク・アペタイトに沿って、個別取引の審議・承認を行い、業務の健全かつ円滑な運営に努めております。

担保管理運営委員会

担保管理運営委員会は、リスク審査委員会の委任を受け、担保集中、流動性、担保再利用、リミットおよびを通じた担保リスク管理について審議・決定を行います。また野村の担保戦略の方向性を示し、担保の規制要件を確実に遵守します。

チーフ・リスク・オフィサー

チーフ・リスク・オフィサー（CRO）は、野村のリスク・マネジメント部門を統括し、収益責任を負う部門等から独立した立場で、リスク管理の枠組みの有効性を維持する責任を負います。また、リスク管理の状況について、定期的に統合リスク管理会議へ報告するほか、リスク管理上必要な対応策の実施について統合リスク管理会議への付議または報告を行います。

財務統括責任者

財務統括責任者（CFO）は、野村の財務戦略を統括します。また、経営会議の委任を受け、流動性管理について執行権限および責務を有します。

(4) リスク・マネジメント部門

リスク・マネジメント部門は、収益責任を負う部門等から独立して設置された、リスク管理を担当する部署または組織で構成されております。リスク・マネジメント部門は、リスク管理にかかるプロセスの構築と運用、方針および規程類の整備と周知、手法の有効性の検証に責任を負うほか、グループ各社からの報告の受領や、担当役員および統合リスク管理会議等への報告、行政当局への報告およびリスク管理手法等の承認申請も必要に応じて行います。リスク管理に関する重要な事項はリスク・マネジメント部門がCROと緊密に連携します。CROやCo-CROは、定期的に経営会議や統合リスク管理会議にリスクに関する事項を報告します。

(5) リスク・ポリシー管理の枠組み

ガバナンス上必要不可欠なツールであるリスク・マネジメント部門の規程や実施手続きには、野村のリスク管理を円滑に行うための基本方針、規則、基準や特定のプロセスが定義されております。リスク・マネジメント部門は、リスク管理に関する規程および実施手続きを策定するための共通の枠組みとして基本原則、プロセスおよび手続きを明確に規定したリスク・ポリシー管理の枠組みを定めております。リスク管理に関する規程および実施手続きはすべて当該枠組みに準拠し、適用除外事項については所定の手続きに従うものとしています。

(6) モニタリング、報告およびデータ管理

リスクに関する経営情報（以下、「マネジメント・インフォメーション」といいます。）の算出と集計、報告およびモニタリングは、適切なリスク管理体制に不可欠です。マネジメント・インフォメーションの目的は、適切な上申と意思決定、および対応策の策定に資する情報を提供することです。リスク・マネジメント部門およびファイナンス部門は、リスク・アペタイトに対応するポジションの状況に関するマネジメント・インフォメーションを定期的に取りまとめる責任を有します。マネジメント・インフォメーションは、リスク・カテゴリー全般にわたる情報を含み、また各リスクの特定および評価のためのさまざまなリスク管理手法を使用して作成されます。リスク・マネジメント部門は、マネジメント・インフォメーションに関するデータを適切に管理する責任を有します。

(7) 財務的経営資源の管理

野村は、財務的経営資源を適切に使用するため、財務的経営資源の管理体制を構築しております。期初に、経営会議が各部門に対し財務的経営資源の配賦を行います。各部門では、財務的経営資源の配賦により収益予算の策定を行います。財務的経営資源の主要な構成要素は以下のとおりです。

リスク・ウェイトド・アセット(RWA)

RWAは連結自己資本規制比率の計測に用いられるリスク相当額から算定された金額です。経営会議が、NHI(野村ホールディングス株式会社)連結ベースでのリスク・アペタイトに基づき、各部門等に対しRWAリミットの設定を行います。ファイナンス部門はRWAリミットの使用額をモニタリングし、経営会議へ報告する責任を有します。

経済資本

野村の経済資本であるNomura Capital Allocation Target（以下、「NCAT」といいます。）は、野村がビジネスを行うにあたり必要となる資本に関する内部指標であり、野村にとって深刻な不利益を被るシナリオにより1年間に発生しうる予期せぬ損失を吸収するために必要な資本として計測されます。この深刻な不利益を被るシナリオとは、信頼水準99.95%で1年間に発生しうる損失として定量化されるものと定義されます。NCATは、ポートフォリオNCATおよびノン・ポートフォリオNCATにより構成されます。ポートフォリオNCATは、市場リスク、信用リスク、イベント・リスク、プリンシパル・ファイナンス/プライベート・エクイティに関する

リスクおよび投資有価証券に関するリスク等、野村の資産価値に直接影響を及ぼすリスクを構成要素とし、ノン・ポートフォリオNCATは、ビジネス・リスクおよびオペレーショナル・リスク等、特定の資産価値に直接的には影響を及ぼさないリスクを構成要素とします。NCATリミットは経営会議の承認により設定され、各部門やそれ以下の階層に配賦されます。

社内資金

財務統括責任者は、部門等に無担保で提供される資金の上限を決定し、経営会議は部門への配賦額を決定します。グローバル・トレジャリーは部門毎の資金使用量をモニタリングし、経営会議に報告します。

レバレッジ・エクスポージャー

レバレッジ・エクスポージャーは連結レバレッジ比率の計測に用いられるエクスポージャーの額から算定された金額です。NHI連結ベースでのリスク・アペタイトに基づき、経営会議が各部門等に対し、レバレッジ・エクスポージャー・リミットの設定を行い、ファイナンス部門は、レバレッジ・エクスポージャー・リミットの使用額をモニタリングし、経営会議へ報告する責任を有します。

(8) リスクの種類と定義

野村では、リスクを以下の通り分類、定義した上で、各リスクを管理する部署または組織を設置しています。

リスク・カテゴリー	リスクの概要
市場リスク	市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。
信用リスク	債務者が、債務不履行、破産、または法的手続き等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいいます。信用リスクはオン・バランス、オフ・バランス双方のエクスポージャーを含みます。また、当該リスクはカウンターパーティの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメント（以下、「CVA」といいます。）により損失を被るリスクを含みます。
オペレーショナル・リスク	内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクをいいます。当該リスクには、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれませんが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村各社の評判の悪化に至るリスクを含みます。
モデル・リスク	評価モデルおよびリスク・モデルにおいて、モデルの誤謬、またはモデルの不正確もしくは不適切な適用により、損失を被るリスクをいいます。
資金流動性リスク	自社の信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
ビジネス・リスク	収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスク。野村の経営陣はビジネス・リスクを管理する責任を有します。

3. 野村の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

野村は、リスク・アペタイトに基づくリスク管理体制の下で、連結自己資本規制比率に基づく規制資本の観点から自己資本充実度の評価を実施しております。また、ストレス・テストによりストレス環境下における自己資本充実度の評価も実施しております。

規制資本に基づく自己資本充実度評価は、連結自己資本規制比率告示において規定される連結Tier1比率（リスク・アセットの合計額（信用リスク・アセットの額の合計額、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額の和をいいます。）とTier1資本の額から算定）、および連結レバレッジ比率等により行っております。

ストレス・テストは、野村のポートフォリオを包括的にカバーする前提（シナリオ）の元で定期的を実施しています。具体的には、2008年後半のグローバルな信用危機を参考とし、それが顕在化した場合に被りうるストレス損失がもたらす資本への影響度を計測しております。計測の際には各ポートフォリオの特性（プロダクトや保有目的など）を踏まえ、ヘッジ効果の考慮の有無や、実際に損益が顕在化するまでの期間がどの程度か、などを考慮し、計測結果の蓋然性を高めるようにしております。また保有ポジションに対してのみでなく、オペレーショナル・リスクや、イベント発生後の手数料収入の減少を想定し、野村に与える総合的なインパクトを加味した上で、自己資本充実度の確認を行っております。

4. 市場リスク管理の概要

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクです。

(1) 市場リスク管理プロセス

市場リスクを適切に管理するためには、複雑かつ不断に変動する市場環境をグローバルに分析し、損失につながる可能性のある傾向を把握したうえで、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。

野村では継続して市場リスクを統計的に計測・モニタリングする主要な手段として、バリュエ・アット・リスク（以下、「VaR」といいます。）、ストレスVaR（以下、「SVaR」といいます。）および追加的リスク（インクリメンタル・リスク・チャージ、以下、「IRC」といいます。）を利用しております。また、感応度分析やストレス・テストも市場リスクを評価・分析する手段として利用しております。感応度は、市場リスク・ファクターの単位当たりの変動によるポートフォリオ価値変化を示す尺度として利用されます。感応度は、資産種別によって異なり、通常、異なるリスク・ファクターに関する感応度を合算することはできません。ストレス・テストにおいては、ポートフォリオ・リスクやテイル・リスクをその非線形な性質を含めて分析し、グループ全体、各部門、個々のトレーディング・デスクに到るあらゆる階層で、市場リスク・ファクターを横断した合算が可能となります。市場リスクは、ビジネス部門やシニア・マネジメントに報告される日次レポートその他の経営情報により、社内手続きに基づいて承認されたリミット内であるかどうかモニタリングされます。

(2) VaR

VaRは、株価、金利、クレジット・スプレッド、為替レート、コモディティ価格とこれらのボラティリティや相関を含む市場要因の不利な動きにより発生しうる損失額を計測するものです。

VaRメソドロジーの前提

野村は、グループ全体のトレーディングに関するVaRの計測にあたり、グローバルに実装された単一のVaRモデルを利用しています。このVaRモデルにおいては、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しており、過去2年間のヒストリカルな市場の動きを、野村の現在のエクスポージャーに適用することにより収益分布を構成します。この分布を利用して、将来発生しうる損失を必要な信頼水準（確率）において推定することができます。なおVaRモデルが市場変動性の変化を反映するようシナリオに重みを付ける手法を採用しております。また野村は、同一のVaRモデルを、社内におけるリスク管理と規制上の報告の双方に使用しています。保有期間1日のVaRは、リスク管理やリスク・リミットに対するモニタリングに利用され、保有期間10日のVaRは規制資本の計算に利用されます。保有期間10日のVaRは、実際の10日間における市場変動のヒストリカル・データを利用して計算されます。これらVaRの計算に加え、バーゼル2.5規制のもとでVaRを補完するためにSVaRの計算を行っております。SVaRはストレス下にある金融市場のある1年間のデータを利用して計測されます。このSVaRの対象期間は、定期的に調整されますが、SVaRに利用されるヒストリカル・データは、VaRの場合のように重みを付けていません。

野村のVaRモデルは、可能な限り、個々のヒストリカル・データを利用します。しかし、高品質な個別データ

が存在しない場合、代理変数ロジックにしたがって当該エクスポージャーに適切なヒストリカル・データを割り当てます。代理変数の水準は、内部のリスク管理プロセスを通じて慎重にモニタリングされると共に、VaR計算に利用されるヒストリカル・データの拡大にも継続的に取り組んでおります。

VaRバック・テスト

野村のVaRモデルのパフォーマンスが、目的に合致しているかは、継続的にモニタリングされております。VaR検証の主な方法は、1日分の損益とそれに対応するVaR値の比較（バック・テスト）です。野村は、VaRモデルのバック・テストをさまざまなレベルで行っており、バック・テストの結果はリスク・マネジメント部門が月次でレビューしております。

2018年3月期において、グループ・レベルで信頼水準99%のVaRの超過が1回ありました。

VaRの限界と利点

VaRの主な利点は、さまざまな資産区分のリスクの合算が可能であることです。しかしながら、リスク計測方法としてのVaRには、リスク計測に利用する際に留意すべき点としてよく知られている限界があります。主な限界のひとつは、過去データに基づいたリスク計測であることです。つまり、目先の市場変動を推測する場合、直近の変動要因に基づく分布および相関から推測することが適していることを暗黙のうちに仮定しております。また、VaRは流動性のある市場におけるリスクの把握に適しておりますが、急に不連続に変動する市場要因の把握には適しておりません。それゆえに、VaRは厳しい事象の影響について、すべてを表しているとは言えません。

野村はVaRモデルが有する限界を認識しており、VaRを多様なリスク管理プロセスのひとつの要素としてのみ利用しております。

(3) 追加的リスク

追加的リスク（IRC）として知られる手法は、VaRやSVaRに対する追加的リスク要素として、クレジット感応度の高いポジションに関するデフォルトや格付遷移のリスクを捕捉するものです。IRCは、信頼区間99.9%、保有期間1年の場合における非証券化商品のデフォルトやクレジット低下を推定するものです。

(4) 包括的リスク

包括的リスク（コンプリヘンシブ・リスク・メジャー、以下「CRM」といいます。）として知られる手法は、VaRやSVaRに対する追加的リスク要素として、コリレーション・ポートフォリオのデフォルトやプライシングのリスクを捕捉するもので、信頼区間99.9%、保有期間1年の場合における包括的リスクを推定するものです。

(5) ストレス・テスト

野村は、VaRや感応度分析が全てのポートフォリオ・リスクやテイル・リスクを捕捉できないという限界を有することから、市場リスクのストレス・テストを行っております。このストレス・テストは定期的に行われ、ストレス・シナリオはトレーディング・ストラテジーの特性に応じて柔軟に設定されます。野村では、デスク・レベルのみならず、市場変動が野村全体に与える影響を把握するためにグローバルに統一されたシナリオによるグループ・レベルでのストレス・テストも行っています。

5. 証券化エクスポージャー管理の概要

(1) リスク管理の概要

「4. 市場リスク管理の概要」で述べた市場リスクを適切に管理するための枠組み、すなわち、複雑で絶えず変化する世界の市場環境を分析し、損失につながる可能性のある傾向を把握し、適時に適切な対応につなげる枠組みは証券化エクスポージャーの管理においても有効と考えております。野村では、VaR、ストレス・テスト、感応度分析等、多くの手段を用いて証券化エクスポージャーの市場リスクを評価し管理しています。

(2) 体制の整備およびその運用状況：最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制

証券化エクスポージャーにおける構造上の特性や裏付資産のリスク特性等を把握するための体制を構築しています。リスク・マネジメント部門では、キャッシュ・フローの分析や評価を行うツールを用いて構造上の特性を把握するとともに、取引状況や市場動向を継続的にモニタリングしつつ、月次での資金移動状況を捕捉するなどしてリスクを評価しています。

(3) 当社がスポンサーとして関わっている証券化取引のうち、2018年3月末時点で当社がエクスポージャーを持つ取引において証券化目的導管体に該当するものは以下のとおりです。

- AMSR 2016-SFR1 TRUST
- FINANCE OF AMERICA STRUCTURED SECURITIES TRUST 2017-HB1
- PRESTON RIDGE PARTNERS MORTGAGE TRUST
- PRPM 2017-3 LLC
- AJAX MORTGAGE LOAN TRUST 2017-D
- VERUS SECURITIZATION TRUST 2017-SG1
- ELLINGTON FINANCIAL MORTGAGE TRUST 2017-1
- ANGEL OAK MORTGAGE TRUST LLC
- NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP ALTERNATIVE LOAN TRUST SERIES 2006-AF2
- NOMURA ASSET ACCEPTANCE CORP ALTERNATIVE LOAN TRUST SERIES 2001-R1A
- NRTL TRUST

(4) 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称および当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

該当ありません。

(5) 証券化取引に関する会計方針

日々時価評価を行っております。

(6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リンク、S&Pグローバル・レーティングおよびフィッチ・レーティングス・リミテッドの5社の格付を使用しています。

(7) 内部評価方式を用いている場合には、当該内部モデルの概要

内部評価方式は用いておりません。

(8) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

定量的な情報に重要な変更はございません。

6. 信用リスク管理の概要

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続き等の結果として、予め合意した条件どおりに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産にかかる損失を含みます。当該リスクはまた、カウンターパーティの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメント（CVA）により損失を被るリスクを含みます。なお、野村では、グローバルおよびリーガル・エンティティ単位で信用リスクを管理しています。

(1) 信用リスク管理体制

野村における信用リスクの計測、モニタリングおよび管理に関する事項は、グローバル・ポリシー、プロシージャーで規定しています。クレジット・リスク・マネジメント部門は、リスク・マネジメント部門内のグローバルな組織として、これらのポリシーやプロシージャーの実装、および維持、管理に責任を負います。これらのポリシーは、統合リスク管理会議、グローバル・リスク・ストラテジック・コミッティ（以下、「GRSC」といいます。）の承認を受けて制定され、信用リスク管理の基本方針のほか、クレジット・リミット設定にかかる承認権限を定めています。

信用リスク・エクスポージャーは、クレジット・リスク・マネジメント部門並びに、グローバルおよび地域の各種リスク・コミッティにより管理されており、重大な信用リスクの把握やクレジット・リミットの遵守の徹底のほか、多額の与信の提供に関する承認や、シニア・マネジメントがリスクの集中に関する承認を行う態勢を確保しています。

(2) 信用リスク管理プロセス

クレジット・リスク・マネジメント部門は、リスク・マネジメント部門内の信用リスクを管理するための組織であり、CROに報告します。野村における信用リスク管理プロセスは、以下を含みます。

- ・カウンターパーティの債務不履行の可能性の評価
- ・すべてのアクティブなカウンターパーティに対する内部格付の付与
- ・与信の供与およびクレジット・リミットの設定に関する承認
- ・時価および将来のポテンシャル・エクスポージャーの計測、モニタリングおよび管理
- ・契約書における信用リスクに関する条件の設定
- ・一括清算、担保徴求およびヘッジを含む適切な信用リスク削減手法の活用

信用リスク管理の対象には、カウンターパーティとの取引に加えて、ローン、プライベート・エクイティ投資、ファンド投資、投資有価証券のほか、信用リスク管理が必要と考えられる各種の債券や株式商品を含みます。

カウンターパーティの信用力の評価は、対象先の事業環境、競争力、経営陣や財務面での強みや柔軟性に関する詳細なデュー・ディリジェンスや分析に基づき行います。また、クレジット・アナリストは、対象先の組織体制や、明示的なまたは暗黙の信用補完も考慮します。なお、クレジット・リスク・マネジメント部門は、カウンターパーティのみでなく、カウンターパーティ・グループ単位でも信用リスクを評価します。

クレジット・リスク・マネジメント部門は、信用分析の結果に基づき、カウンターパーティまたは債務者のデフォルト確率を評価し、格付機関と同様のアルファベット記号や所定の番号を付与します。クレジット・アナリストは、内部格付を付与するとともに、年1回以上、見直しを行う責任を負います。

野村の内部格付制度では、さまざまな格付モデルを使用して、グローバルに一貫性と正確性を確保しています。これらのモデルは、リスク・メソドロジー・グループにより開発され、見直しが行われています。内部格付は、野村におけるカウンターパーティの信用リスク管理における重要な構成要素として、以下のように活用されています。

- ・個々のカウンターパーティまたはカウンターパーティ・グループに対して野村が許容するカウンターパーティ・クレジット・リスクの上限額の設定（クレジット・リミットの設定）
- ・クレジット・リミット設定の承認権限の委譲に係る基準額の決定（テナーを含む）
- ・クレジット・レビュー（クレジット・リミットの見直し）の頻度の決定
- ・カウンターパーティ・クレジット・リスクに関する野村のシニア・マネジメント向けの報告

・カウンターパーティ・クレジット・リスクに関する野村以外の関係者向けの報告

信用リスク管理部署（以下、「CRCU」といいます。）は、グローバル・モデル・バリデーション・グループ内に設置されており、クレジット・リスク・マネジメント部門から独立した立場で、野村の内部格付制度に関する検証が適切に実施される体制を確保し、制度に問題があればその速やかな解決のために、シニア・マネジメントに報告します。CRCUは、内部格付制度が正確、かつリスクを予知できるものであることを確認し、シニア・マネジメントに対して定期的に制度に関する報告を行います。

野村では、規制自己資本を算出するための信用リスク・アセットの計算において、2011年3月より基礎的
内部格付手法を採用しています。なお、信用リスク・アセットの計算において、重要性の低い一部のビジネスまたは資産については、標準的手法を採用しています。

内部格付はデフォルト確率（以下、「PD」といいます。）と紐付けされ、信用リスク・アセット額算出に使用されています。PDは毎年リスク・メソドロジー・グループによって推計され、CRCUによるその保守性のチェックと使用されたPDのバックテストを通じ検証されています。

(3) クレジット・リミット／リスク計測

内部格付は、カウンターパーティに対してクレジット・リミットを設定するために必要不可欠なものです。また、野村のクレジット・リミットの枠組みは、リスク・アペタイトに沿って、適切に信用リスクを取ることができるように設計されています。グローバルのクレジット・ポリシーでは、内部格付に基づき、個々のカウンターパーティ・グループに対して設定できるクレジット・リミットおよびテナーの上限を定めた承認権限の表を定めています。

野村では、カウンターパーティ・エクスポージャーは、主にデリバティブ取引、証券貸借取引（以下、総称して「デリバティブ等取引」といいます。）により発生しています。カウンターパーティに対して発生するクレジット・エクスポージャーは、個々のカウンターパーティの信用力の分析に基づき設定されるクレジット・リミットにより管理されています。クレジット・リスク・マネジメント部門は、設定したクレジット・リミットによるクレジット・エクスポージャーのモニタリングや、カウンターパーティの信用力に関する継続的なモニタリングを通して、日次で信用リスクを管理しています。特定のカウンターパーティ、セクター、産業または国に対する野村のリスク・アペタイトを変更させるような状況下では、その内容、程度に応じて、内部格付やクレジット・リミットの変更を行います。

野村のグローバル・システムには、カウンターパーティに対するすべてのクレジット・リミットおよびクレジット・エクスポージャーが記録されています。これにより、クレジット・リスク・マネジメント部門は、クレジット・リミットの使用状況を把握、監視、管理し、リミット超過が発生した場合、適切に報告を行う態勢を確保しています。

野村では、デリバティブ等取引については、主に所定の信頼水準でのポテンシャル・エクスポージャーを計測するモンテ・カルロ・シミュレーション・モデルで信用リスクを計算しています。信用リスク管理に使用されるエクスポージャー計測モデルは、2012年12月末より、期待エクスポージャー方式による連結自己資本規制比率の算出にも利用されています。

なお、ローンおよびローン・コミットメントは、使用分および未使用分の双方について、計測およびモニタリングを行っています。

(4) ロング・ウェイ・リスク

ロング・ウェイ・リスクは、カウンターパーティに対するエクスポージャーが、当該カウンターパーティの信用力の悪化と高い相関関係にある場合に発生するリスクをいいます。野村は、ロング・ウェイ・リスクを管理するためのグローバルのポリシーを定めています。また、ポートフォリオのロング・ウェイ・リスクの評価ではストレス・テストも活用し、クレジット・エクスポージャーや規制自己資本について必要に応じて調整を行っています。

(5) ストレス・テスト

ストレス・テストは、野村の信用リスク管理において必要不可欠であり、定期的を実施するストレス・テ

ストにより、カウンターパーティ、セクター、および地域ごとの信用リスクの評価を行っています。なお、ストレス・テストには、リスク・ファクター、デフォルト確率または格付遷移に一定のストレスを与えることでリスクの集中度合いを確認するテストも含まれます。

(6) リスク削減手法

野村では、信用リスク管理において、金融商品、契約書、さらに一般的な取引慣行を活用しています。野村は、多くのカウンターパーティとの間で、国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」といいます。）の基本契約書、またはそれに準ずる契約書（以下、総称として「マスター・ネットティング契約」といいます。）を締結しています。マスター・ネットティング契約を締結することで、債権、債務を相殺し、カウンターパーティのデフォルトにより発生する潜在的な損失額を減少させています。また、信用リスクをさらに削減するため、担保契約も活用し、取引開始時、またはエクスポージャーの水準、格付の変更、もしくはその他の事由が発生した際に、カウンターパーティから担保を受領できるようにしています。

7. オペレーショナル・リスク管理の概要

野村はオペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれませんが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村各社の評判の悪化に至るリスクを含みます。

(1) 三段階管理

野村は、業界標準である、以下の三段階管理で、オペレーショナル・リスク管理を行うこととしております。

- 1) 第一段階：ビジネス・ユニットは自らリスク管理を行います。
- 2) 第二段階：オペレーショナル・リスク管理部署は、オペレーショナル・リスク管理の枠組みを策定し、その運用を推進します。
- 3) 第三段階：内部監査は、独立した立場でオペレーショナル・リスク管理の枠組みの確認を行います。

(2) 野村におけるオペレーショナル・リスク管理の枠組み

野村は、オペレーショナル・リスクの特定、評価、管理、モニタリング、報告が可能となるオペレーショナル・リスク管理の枠組みを整備しております。経営会議より委任を受けた統合リスク管理会議がこの枠組みに基づくオペレーショナル・リスク管理全般を監督しています。

オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、以下のように構成されております。

管理の枠組みの基盤

- ・ポリシー・フレームワークの構築と維持：オペレーショナル・リスク管理に関して定められた各種基本的事項をポリシー等として明文化します。
- ・研修および理解の促進：オペレーショナル・リスク管理について、野村内の認識を高めるための取り組みです。

主要な管理活動の実施

- ・オペレーショナル・リスク事象等の報告：オペレーショナル・リスクに起因して損失または利益、もしくはその他の影響が発生した、あるいは発生する可能性があった事件および事故、あるいは他社事例についての情報を収集・報告するプロセスです。
- ・RCSA（Risk & Control Self Assessment、リスクとコントロールの自己評価）：自らの業務におけるオペレーショナル・リスクや、リスク削減のために導入されているコントロールを特定、評価し、更なるリスク削減に向けた対応策を策定するために、ビジネス・ユニットが用いるプロセスです。オペレーショナル・リスク管理部署は、RCSAプロセスを構築し、ビジネス・ユニットへの導入を支援します。
- ・KRI（Key Risk Indicator、リスク指標）：オペレーショナル・リスクにかかる主要な計数の収集と監視を行い、予め定めた水準を超えた場合には必要な対応を行うプロセスです。
- ・シナリオ分析：発生頻度は低いが、発生時の損失の重大度が大きいオペレーショナル・リスク事象を評価および定量化するプロセスです。シナリオ分析の結果として統制改善策が特定される場合もあり、これらはオペレーショナル・リスク管理の枠組みを通じて適宜モニタリングされます。

管理活動結果の活用

- ・分析および報告：オペレーショナル・リスク管理部署の主要な役割として、ビジネス・ユニットからもたらされるオペレーショナル・リスク情報について事実確認や原因分析を行ったうえで経営陣等へ報告を行います。
- ・所要資本の計算と配賦：バーゼル規制および地域規制当局の要件に基づき、オペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本を計算しております。

(3) オペレーショナル・リスクの所要自己資本額計算

野村では、連結自己資本規制比率告示に定められた粗利益配分手法によりオペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本額を算出しています。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に金融庁により定められた一定の掛目を乗じたものの過去3年間の平均値を計算し、オペレーショナル・リスク相当額としています。

野村では、所要自己資本額を算出する際に用いる粗利益として、連結ベースの金融費用控除後の収益を用います。ただし、一部の子会社については、売上総利益を粗利益として用いております。これらの粗利益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、下表の業務区分に配分します。

業務区分および適用する掛目

業務区分	内容	掛目
リテール・バンキング	リテール向け預貸関連業務等	12%
コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等	15%
決済業務	顧客の決済にかかる業務	18%
リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務	12%
トレーディングおよびセールス	特定取引にかかる業務および主として大口の顧客を対象とする証券・為替・金利関連業務等	18%
コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受け・売出し・募集の取扱い、その他顧客の資金調達関連業務等	18%
代理業務	顧客の代理として行う業務	15%
資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務	12%

(4) オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算プロセス

- ・各業務区分に配分された金融費用控除後の収益額と、上表のとおり各区分に設定された掛目をそれぞれ乗じることにより「業務区分分配値」を算出します。いずれの業務区分にも配分されない収益額については18%を乗じ、「配分不能値」を算出します。
- ・これらの業務区分分配値と配分不能値をすべての業務区分について合計することにより、「年間合計値」を算出します。この年間合計値を直近3年間について計算し、それらの平均値がオペレーショナル・リスクに相当する所要自己資本の額となります。年間合計値が負の場合にはゼロとして平均値を算出します。業務区分分配値を合計する際、ある業務区分分配値が負であった場合には、他の区分における正の業務区分分配値と相殺します。ただし、配分不能値が負の場合には、相殺は行わず、ゼロとして取り扱います。
- ・オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算基準時点は3月末と9月末であり、年2回計算されます。

8. モデル・リスク管理

モデル・リスクとは、評価モデルおよびリスク・モデルに関して、モデルの誤謬、またはモデルの不正確もしくは不適切な適用により、損失を被るリスクをいいます。

モデルの誤謬は、前提条件を設定し実装するまでのいかなる時点においても、発生する可能性があります。また、モデルの出力結果は入力データの質に依拠しているため、入力データにも注意を払う必要があります。さらに、基本的には妥当なモデルであり、モデルの設計目的に合った正確な出力がされる場合であっても、不適切に使用または誤って適用された場合、高いモデル・リスクを生じる可能性があります。

こうしたリスクに対処するため、野村では定性的ステートメントと定量的項目から構成されるモデル・リスク・アペタイトを設定いたしております。定性的ステートメントには、モデルの不正確もしくは不適切な適用について明示しております。定量的項目については、モデル・リスクから生じる潜在的損失に基づいております。

(1) モデル管理の枠組み

野村のモデル管理の枠組みの下では、モデルは以下のどちらかに該当するものとして定義されます。

- ・評価モデル：野村が保有するポジションの価格およびリスク感応度を算出するためのモデルをいいます。
- ・リスク・モデル：特定のタイプのリスクにより被る潜在的損失を算出しポートフォリオのリスクを定量化するモデル、または、規制資本および経済資本を算出するモデル、中央清算されないデリバティブ取引の必要証拠金を算出するモデル、さらにリミットのモニタリング、経営陣への報告を行うために使用されるモデルをいいます。

モデルの公式使用に先立ち、モデル検証グループは、モデルの健全性および包括性について、モデルの開発者から独立した立場で検証を行う責任を有しております。この検証手続きの一環として、グローバル・モデル・バリュエーション・グループは複数の分析を通しモデルの適合性を評価し、モデル・リスクの定量化を図ります。モデル・リザーブや資本調整を適用することにより、モデル・リスクは軽減されることがあります。評価モデルはビジネス部門により、また、リスク・モデルはリスク・マネジメント部門内のリスク・メソドロジー・グループにより開発され、維持管理されます。

またある種のモデルは、外部業者により開発されることもあります。リスク・メソドロジー・グループはリスク・モデルと野村におけるリスク計測メソドロジーの継続的な改良や改善に対して、一義的な責任を担っております。

すべてのモデルはまた、適切性を保つためモデル検証グループによる年次再承認手続きを受けなければなりません。リスク審査委員会からの権限委譲に基づき、モデル・リスク分析委員会とグローバル・リスク分析委員会は、それぞれ評価モデルとリスク・モデルに関するモデル管理の統制、監督に責任を有します。

(2) 評価モデルとリスク・モデルの変更

野村は統合リスク管理会議、GRSCのいずれか、または双方により承認された各種規程類と実施手続きを文書化しており、評価モデルまたリスク・モデルの変更時の手続や検証の必要性について規定しております。さらに、新しく導入したモデル・パフォーマンス・モニタリング実施手続きを行うことで、モデルが設計時の機能を失う状況や潜在的に機能しなくなる状況を特定し、場合によっては追加的な検証の実施など必要な手続きを取っております。モデル変更により重要度に関する閾値を超える影響が生じる場合には、モデル承認が必要となります。

この重要度に関する閾値は、モデル検証グループが実施手続において定義し、その遵守状況を管理しております。リスク・モデルに対するある種の重要な変更に対しては、新旧モデルの同時運用と新しいモデルのバック・テストとストレステストがモデル承認に先立ち必要とされます。

9. トレーディング業務以外の出資等または株式等エクスポージャー

トレーディング業務に該当しない出資等または株式等エクスポージャーについては、投資時点における判断および期中管理の実施を組み合わせたリスク管理を行っています。投資時点においては、野村もしくは野村内の各社が定める稟議規程に基づいて、出資形態・金額等により定められた回覧者並びに決裁者による稟議またはCROが議長を務めるリスク審査委員会等による審議および議決を必要とする等、透明性の高い承認手続きを構築し、運営しています。

また、期中においては、投資対象の属性、保有の形態等に応じ、VaR方式または残高ベースにより、個別投資額や株式等総額のリスク量を認識し、シニア・マネジメント、フロント・オフィス、ミドル・オフィス、バック・オフィスで共有化することで、タイムリーなリスク管理を実施しています。

プライベート・エクイティ投資においては、基礎的内部格付手法に基づき算出する株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を定期的に算出するとともに、連結自己資本規制比率告示に定める自己資本の額との比率をモニタリングし、投資残高の管理を行っています。

10. 標準的手法についての定性開示項目記載の一環として記載する事項

リスク・ウェイトの判定に用いる適格格付機関は、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、S&Pグローバル・レーティングおよびフィッチ・レーティングス・リミテッドの5社の格付を使用しています。

11. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

野村は、償却原価で計上されている貸付金に対して、発生の可能性が高い損失につき最善の見積もりを行い貸倒引当金を計上しております。貸付金に対する貸倒引当金は下記の2つから構成されており、連結貸借対照表上の貸倒引当金に含めて計上しております。

- ・個別に減損を判定している貸付金に対する個別引当金
- ・個別に減損を判定していない貸付金に対し、過去の貸倒実績に基づき総合的に見積もられる一般引当金

個別引当金は、個別に減損を判定している貸付金から発生すると見積もられる損失を反映しております。貸付金は、現在の情報と事象に基づき、貸付契約の契約期間において貸付金の全額を回収できない可能性が高い場合、減損が認識されます。減損を決定するにあたっての野村の最善の見積もりには、債務者の支払能力の評価が含まれ、評価にあたっては貸付金の特性、過年度の貸倒実績、現在の経済状況、債務者の現在の財政状態、担保の公正価値等のさまざまな要素が考慮されております。重要でない返済遅延や返済不足が生じたのみでは、減損を認識する貸付金には分類されておられません。減損は個々の貸付金ごとに、貸付金の帳簿価額を、期待将来キャッシュ・フローを実効利子率で割り引いた現在価値、貸付金の市場価格、または担保で保全されている貸付金の場合は担保の公正価値のいずれかに調整することによって測定されております。

一般引当金は、個別に減損を判定している貸付金以外の貸付金に対する引当金であり、期末日における入手可能な情報に基づく回収可能性の判断および基礎的前提に内在する不確実性を含んでおります。また、一般引当金は過去の貸倒実績を基に、現在の経済環境などの定性的要素を調整して測定されております。

貸倒引当金の見積もりは、測定時点における入手可能な最善の情報に基づいていますが、経済環境の変化、当初の予測と実績との乖離等により、将来の修正が必要となる可能性があります。

野村は、貸付金が回収不能と判断した時点で、当該貸付金を償却しております。このような判断は、債務者の財政状態に重大な変更が生じたため債務を履行することができない、あるいは担保処分により回収できる金額が貸付金の返済に不十分である等の要素に基づきなされております。

12. 内部格付手法を採用した場合の開示事項

(1) 信用リスク・アセット（派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下、「カウンターパーティ信用リスク」といいます。）および証券化取引に係るリスクを除く。）の額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEADがEADの総額に占める割合

（単位：％）

信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEADがEADの総額に占める割合		
項番		EADの割合
1	基礎的内部格付手法	70.38%
2	金融機関等向けエクスポージャー	22.64%
3	ソブリン向けエクスポージャー	24.90%
4	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く）	3.91%
5	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権）	2.30%
6	株式等エクスポージャー	12.29%
7	信用リスク・アセットのみなし計算	0.71%
8	その他	3.60%
9	標準的手法	16.28%
10	中央清算機関関連エクスポージャー	13.33%
11	合計	100.00%

(2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯と適用除外の概要

基礎的内部格付手法を用いずに標準的手法を用いる事業単位又は資産区分については、業務特性、エクスポージャーの性質、金額やリスク管理の高度化における重要性等を踏まえ決定しております。なお、内部格付手法を段階的に適用する計画はございません。

- 1 使用する内部格付手法の種類
基礎的内部格付手法
- 2 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
3に記載する事業単位又は資産区分を除く全ての事業単位又は資産区分
- 3 内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲
 - ① 内部格付手法の適用除外とする事業単位
 - ・インスティネット社及びその連結子会社
 - ・野村土地建物株式会社及びその連結子会社
 - ・杉村倉庫株式会社及びその連結子会社
 - ② 内部格付手法の適用除外とする資産区分
 - ・未収利息
 - ・未収収益
 - ・信用取引貸付金
 - ・前払費用
 - ・未収還付法人税等
 - ・従業員貸付金
 - ・長期決済期間取引
 - ・重要性の低い小口エクスポージャー

13. 非トレーディング勘定における金利リスクの概要

野村の非トレーディング勘定の資産の大宗は預け金等の短期資産であり、非トレーディング勘定の負債の大宗は借入金・発行社債等による資金調達となっております。さらに、野村の借入金・発行社債等は、基本的にスワップ契約等により実質的にLIBORベースの変動金利債務に変換されており、非トレーディング勘定における金利リスクの重要性は相当程度低いものとなっております。

トレーディング勘定における金利リスクを含む市場リスクについては、「4. 市場リスク管理の概要」にて、その管理方針及び手続きの概要を開示しております。

14. 連結自己資本規制比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表に関する事項

(単位：百万円)

	連結規制貸借対照表の各項目の額		第1章の対応項目 (国際様式の該当項目)
	2018年3月末	2017年12月末	
資産			
現金・預金	2,950,271	2,797,937	
貸付金および受取債権	4,117,715	3,684,298	
担保付契約	16,237,743	18,537,569	
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	14,965,653	16,694,665	
その他の資産	2,291,486	2,375,686	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	78,523	83,617	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	118,650	118,799	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係るものの額	—	—	20, 24
資産合計	40,562,868	44,090,154	
負債			
借入金、支払債務および受入預金	11,930,660	12,281,236	
担保付調達	16,696,994	19,306,106	
トレーディング負債	8,213,318	8,824,843	
その他の負債	924,327	829,606	
うち、無形固定資産であって、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額に係る繰延税金負債	—	—	8
うち、無形固定資産であって、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額に係る繰延税金負債	7,107	7,472	9
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係るものの額に係る繰延税金負債	—	—	20, 24
負債合計	37,765,299	41,241,791	
資本			
資本金及び資本剰余金の額	1,269,772	1,269,621	1a
利益剰余金	1,694,635	1,699,918	2
累積的その他の包括利益	△59,356	△9,420	3
自己株式	△157,987	△152,501	1c
非支配持分	50,504	40,746	
資本合計	2,797,569	2,848,363	

(注)

連結貸借対照表の科目が「第1章 自己資本の構成に関する開示事項」に記載する項目のいずれに相当するかについて、当計表の「第1章の対応項目（国際様式の該当項目）」欄をご参照ください。

第3章 定量的な開示事項（当期末分）

1. その他金融機関等であって、最終指定親会社の子法人等であるものの自己資本

その他金融機関等（連結自己資本規制比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって最終指定親会社の子法人等であるもののうち、連結自己資本規制比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称および所要自己資本を下回った額の総額については、該当ありません。

2. 信用リスクに関する次に掲げる事項

(1) 信用リスク（カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係るリスク、標準的手法において複数の資産および取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものおよび内部格付手法において信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く。）に関する事項

① 地域別、業種別および残存期間別の期末残高

（単位：百万円）

地域別、業種別および残存期間別の期末残高		
項番		エクスポージャーの額
地域別		
1	日本	2,669,407
2	海外	2,374,781
3	欧州	814,318
4	米州	1,200,078
5	アジア・オセアニア	360,385
6	合計	5,044,189
業種別		
1	金融機関	1,901,792
2	ソブリン	1,543,938
3	法人	1,132,953
4	その他	465,504
5	合計	5,044,189
残存期間別		
1	1年未満	217,007
2	1年以上3年未満	2,852,145
3	3年以上5年未満	89,244
4	5年以上	21,627
5	期間の定めのないもの	1,864,164
6	合計	5,044,189

② 連結自己資本規制比率告示第183条第1項第1号から第4号までに掲げる事由が生じた債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額および当該エクスポージャーに係る償却額について、野村は金融再生法上の自己査定を行っていないので、該当ございません。

③ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	1ヵ月未満	1ヵ月以上 2ヵ月未満	2ヵ月以上 3ヵ月未満	3ヵ月以上
期末残高	1,405	302	1,730	1,264

④ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（連結自己資本規制比率告示第183条第1項第1号から第3号までに掲げる事由が生じた債務者に対する債権を除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額およびそれ以外のものの額について、野村は金融再生法上の自己査定を行っていないので、該当ございません。

(2) 標準的手法において複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額及び内部格付手法において信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
標準的手法において複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額	4,953
内部格付手法において信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	41,720

3. グローバルなシステム上重要な銀行の選定指標に関する開示事項

(単位：十億円)

項番	項目内容	2018年3月末	2017年3月末	GSIB識別子(注1)
1	資産及び取引に関する残高の合計額(イ+ロ+ハ+ニ)： イ オン・バランス資産の額(注2) ロ デリバティブ取引等に関する額(注3) ハ レポ取引等に関する額 ニ オフ・バランス取引に関する額(注4)	78,584.8	77,969.2	GSIB1103
2	金融機関等向け与信に関する残高の合計額(イ+ロ+ハ+ニ)： イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額(コミットメントの未引出額を含む。) ロ 金融機関等が発行した有価証券の保有額 ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(注3) ニ 金融商品市場等(注5)によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(注3)	11,650.4	9,862.4	GSIB1045
3	金融機関等に対する債務に関する残高の合計額(イ+ロ+ハ)： イ 金融機関等からの預金及び借入金の額(コミットメントの未引出額を含む。) ロ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(注6) ハ 金融商品市場等(注5)によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(注6)	12,335.3	12,603.5	GSIB1052
4	発行済有価証券の残高	6,321.8	6,354.8	GSIB1060
5	信託財産及びこれに類する資産の残高	32,948.4	32,522.1	GSIB1074
6	金融商品市場等(注5)によらないで行う派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高	3,106,340.6	2,891,573.4	GSIB1080
7	売買目的有価証券及びその他有価証券(注7)の残高の合計額	5,221.6	4,949.0	GSIB1085
8	観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高(注8)	674.5	628.7	GSIB1086
9	対外与信の残高	26,903.1	27,317.1	GSIB1087
10	対外債務の残高	20,086.5	21,715.6	GSIB1091

項番	項目内容	2017年度	2016年度	GSIB識別子（注1）
11	日本銀行金融ネットワークシステム、その他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額	1,333,781.6	781,552.6	GSIB1073
12	債券及び株式に係る引受け（注9）の年間の合計額	11,918.3	10,342.2	GSIB1077

（注）

- 1 2018年1月、バーゼル銀行監督委員会により公表されたグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の選定のためのデータテンプレート（<http://www.bis.org/bcbs/gsib/>）の各データに対応する8桁の識別子を記載しております。
- 2 連結財務諸表上の資産の額より項番1 ロ、ハに掲げるものを除いております。
- 3 法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限りします。
- 4 デリバティブ取引等およびレポ形式の取引を除いております。
- 5 金融商品取引法第2条第14項に規定する金融商品市場および同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- 6 法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限りします。
- 7 流動性が高いと認められる有価証券を除いております。
- 8 米国会計基準に基づく金額を記載しております。
- 9 金融商品取引法第2条第8項第6号に規定する有価証券の引受けをいいます。

4. 第三の柱に関する告示別紙様式第2号および7号に基づく定量的な開示事項

「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（平成22年金融庁告示第132号。以下、「第三の柱に関する告示」といいます。）における別紙様式第2号および7号に基づき求められる定量的な開示事項は以下のとおりです。

(1) 主要な指標

KM1：主要な指標

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		2018年3月末	2017年12月末	2017年9月末	2017年6月末	2017年3月末
資本						
1	普通株式等Tier1資本の額	2,499,965	2,605,378	2,598,699	2,609,373	2,549,162
2	Tier1資本の額	2,666,366	2,742,365	2,740,475	2,750,299	2,689,816
3	総自己資本の額	2,732,452	2,827,445	2,833,762	2,851,582	2,799,403
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額	15,122,291	15,009,955	14,867,783	14,380,924	13,977,908
自己資本比率						
5	連結普通株式等Tier1比率	16.53%	17.3%	17.4%	18.1%	18.2%
6	連結Tier1比率	17.63%	18.2%	18.4%	19.1%	19.2%
7	連結総自己資本比率	18.06%	18.8%	19.0%	19.8%	20.0%
資本バッファ						
8	資本保全バッファ比率	1.87%	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%
9	カウンター・シクリカル・バッ ファ比率	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
10	G-SIB/D-SIBバッファ比率	0.37%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%
11	最低連結資本バッファ比率	2.27%	1.50%	1.50%	1.50%	1.50%
12	連結資本バッファ比率	10.06%	10.83%	11.05%	11.82%	12.02%
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額	56,135,086	61,061,858	59,859,050	60,380,526	58,054,726
14	連結レバレッジ比率	4.74%	4.49%	4.57%	4.55%	4.63%

(注)

前四半期末以前（ロ～ホ欄）の自己資本比率については、少数点第一位未満を切り捨て表示しております。

(単位：百万円、%)

（単位：百万円、％）

KM1：主要な指標						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		2018年3月期 第4四半期	2018年3月期 第3四半期	2018年3月期 第2四半期	2018年3月期 第1四半期	2017年3月期 第4四半期
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額	4,022,519	4,093,602	4,065,618	4,255,720	4,514,890
16	純資金流出額	2,635,674	2,384,411	2,278,945	2,304,970	2,527,880
17	連結流動性カバレッジ比率	153.6％	175.8％	179.7％	186.0％	180.0％

(2) リスク・アセットの概要

OV1：リスク・アセットの概要

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク	1,212,904		99,894	
2	うち、標準的手法適用分	364,536		29,162	
3	うち、内部格付手法適用分	596,260		50,562	
	うち、重要な出資のエクスポージャー	—		—	
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー	—		—	
	その他	252,106		20,168	
4	カウンターパーティ信用リスク	3,900,720		320,829	
5	うち、SA-CCR適用分	—		—	
	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	289,433		24,527	
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分	1,304,460		110,618	
	うち、CVAリスク	1,761,124		140,889	
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー	306,449		24,515	
	その他	239,252		20,277	
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー	1,687,986		143,141	
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー	4,953		396	
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー	166,880		14,151	
11	未決済取引	5,437		448	
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	—		—	
13	うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分	—		—	
14	うち、内部格付手法における指定関数方式適用分	—		—	
15	うち、標準的手法適用分	—		—	
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分	—		—	
16	マーケット・リスク	4,748,307		379,864	
17	うち、標準的方式適用分	1,078,595		86,287	
18	うち、内部モデル方式適用分	3,669,711		293,576	
19	オペレーショナル・リスク	2,637,663		211,013	
20	うち、基礎的手法適用分	—		—	
21	うち、粗利益配分手法適用分	2,637,663		211,013	
22	うち、先進的計測手法適用分	—		—	
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	473,237		40,045	
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—		—	
24	フロア調整	—		—	
25	合計(スケーリング・ファクター勘案後)	15,122,291		1,209,783	

(注)

ロ欄及びニ欄について、前期末が2018年3月31日前となる場合には当該記載を要しない経過措置を適用しております。

(3) 連結貸借対照表と連結自己資本規制上のエクスポージャーの対応関係

LI 1：会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と連結自己資本規制上のリスク・カテゴリとの対応関係

(単位：百万円)

LI1：会計上の連結範囲と連結自己資本規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と連結自己資本規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係							
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	連結貸借対照表計上額	連結自己資本規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表計上額	各項目に対応する帳簿価額				
			信用リスク （ニ欄及びホ欄に該当する額を除く。）	カウンターパーティ信用リスク	証券化エクスポージャー（ヘ欄に該当する額を除く。）	マーケット・リスク	所要自己資本算定対象外の項目又は規制資本からの調整項目
資産							
現金および現金同等物	2,354,639	2,322,253	2,322,253	-	-	-	-
定期預金	315,444	315,444	315,444	-	-	-	-
取引所預託金およびその他の顧客分別金	288,961	288,886	288,886	-	-	-	-
貸付金	2,462,502	2,366,396	136,280	426,834	-	1,803,281	-
顧客に対する受取債権	442,343	442,331	291,528	150,802	-	-	-
顧客以外に対する受取債権	1,216,382	1,213,890	188,104	604,488	-	87,724	421,297
貸倒引当金	△3,514	△3,514	-	-	-	-	△3,514
売戻条件付買入有価証券	9,853,898	9,853,898	-	9,853,898	-	9,853,898	-
借入有価証券担保金	6,383,844	6,383,844	-	6,383,844	-	6,376,673	-
トレーディング資産	14,967,556	13,979,682	6,584	5,848,289	-	13,973,098	-
プライベート・エクイティ投資	17,465	15,569	15,569	-	-	-	-
建物、土地、器具備品および設備	338,984	314,049	186,370	-	-	-	127,678
トレーディング目的以外の負債証券	485,890	485,574	8,737	-	-	476,836	-
投資持分証券	150,759	150,759	150,759	-	-	-	-
関連会社に対する投資および貸付金	408,034	408,034	407,590	-	-	443	-
その他	908,134	907,842	515,299	301,071	-	301,071	91,471
資産合計	40,591,328	39,444,943	4,833,410	23,569,229	-	32,873,027	636,933
負債							
短期借入	743,497	638,603	-	-	-	-	638,603
顧客に対する支払債務	1,176,773	1,176,773	-	55,580	-	-	1,121,192
顧客以外に対する支払債務	1,476,539	1,476,405	-	989,473	-	138,901	486,931
受入銀行預金	1,151,342	1,151,342	-	-	-	772,936	378,405
買戻条件付売却有価証券	14,759,009	14,646,129	-	14,646,129	-	14,646,129	-
貸付有価証券担保金	1,524,362	1,524,362	-	1,524,362	-	1,524,362	-
その他の担保付借入	413,621	413,621	-	-	-	-	413,621
トレーディング負債	8,213,318	8,229,934	-	760,971	-	8,229,934	-
その他の負債	950,532	1,007,157	57,087	301,071	-	301,071	648,998
長期借入	7,382,507	6,827,408	-	-	-	-	6,827,408
負債合計	37,791,504	37,091,738	57,087	18,277,590	-	25,613,336	10,515,160

(注)

トレーディング勘定のデリバティブおよびレポ形式の取引については、ニ欄「カウンターパーティ信用リスク」およびヘ欄「マーケット・リスク」双方に記載されております。

非トレーディング勘定の為替リスク及びコモディティ・リスクについては、連結貸借対照表の勘定科目との紐付けが困難なことから当計表に含めておりません。

LI2：連結自己資本規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因

(単位：百万円)

LI2：連結自己資本規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク (ハ欄及びニ欄に該当する額を除く。)	カウンター パーティ信用 リスク	証券化エク スポージャー (ホ欄に該当 する額を除 く。)	マーケット・ リスク
1	連結自己資本規制上の連結範囲に 基づく資産の額	61,275,666	4,833,410	23,569,229	-	32,873,027
2	連結自己資本規制上の連結範囲に 基づく負債の額	43,948,013	57,087	18,277,590	-	25,613,336
3	連結自己資本規制上の連結範囲に 基づく資産及び負債の純額	17,327,653	4,776,323	5,291,639	-	7,259,691
4	オフ・バランスシートの額	19,539	19,539	-	-	-
5	デリバティブ取引およびレポ形式 の取引による差異	13,618,909	-	13,618,909	-	-
6	その他の差異	△135,452	△135,452	-	-	-
7	連結自己資本規制上のエクスポ ージャーの額	30,830,649	4,660,410	18,910,548	-	7,259,691

(注)

項番5「デリバティブ取引およびレポ形式の取引による差異」は主に、期待エクスポージャー方式、カレント・エクスポージャー方式および包括的手法によるエクスポージャーの計測により生じています。

項番6「その他の差異」は主に、繰延税金資産に関する規制上の調整による差異および未決済取引にかかる差異となっております。

(4) 信用リスク（カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみ
なし計算に係る信用リスクを除く。）に関する事項

CR1：資産の信用の質

(単位：百万円)

CR 1 : 資産の信用の質					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ローハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金	-	643, 927	-	643, 927
2	有価証券（うち負債性のもの）	-	-	-	-
3	その他オン・バランスシートの 資産（うち負債性のもの）	-	-	-	-
4	オン・バランスシートの資産の 合計（1+2+3）	-	643, 927	-	643, 927
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等	-	6, 580	-	6, 580
6	コミットメント等	-	3, 514	-	3, 514
7	オフ・バランスシートの資産の 合計（5+6）	-	10, 095	-	10, 095
	合計				
8	合計（4+7）	-	654, 022	-	654, 022

(注)

デフォルトとは債務の不履行、著しく不利益となる契約条件への変更、法的破綻又はこれに類似した状態になった場合、及び債務者又は案件の信用力が非常に脆弱であり、債務の履行の不確実性が非常に高い場合をいい、株式等エクスポージャーを除く信用リスク・アセットの計測対象となる資産について、重大な損失（投下元本の30%を超える損失をいう。）を伴う売却を行う場合を含みます。

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

当該記載を要しない経過措置を適用しております。

CR3：信用リスク削減手法

(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全 エクスポ ージャー	保全された エクスポ ージャー	担保で 保全された エクスポ ージャー	保証で 保全された エクスポ ージャー	クレジット・ デリバティブ で保全された エクスポ ージャー
1	貸出金	213,474	430,453	430,453	-	-
2	有価証券（負債性のもの）	-	-	-	-	-
3	その他オン・バランスシートの資 産（負債性のもの）	-	-	-	-	-
4	合計（1+2+3）	213,474	430,453	430,453	-	-
5	うちデフォルトしたもの	-	-	-	-	-

CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)
	資産クラス	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額		
1	現金	-	-	-	-	-	-
2	日本国政府及び日本銀行向け	47,456	-	47,456	-	0	0.00%
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	29,789	-	29,789	-	3,825	12.84%
4	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
5	我が国の地方公共団体向け	0	-	0	-	0	0.00%
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,895	-	2,895	-	582	20.10%
7	国際開発銀行向け	20	-	20	-	0	0.00%
8	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
9	我が国の政府関係機関向け	1	-	1	-	0	20.00%
10	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20,115	-	20,115	-	4,899	24.35%
12	法人等向け	781,389	-	350,936	-	340,598	97.05%
13	中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-
14	抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
15	不動産取得等事業向け	105	-	105	-	105	100.00%
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	3,919	-	3,919	-	5,878	150.00%
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	-	-	-	-	-	-
18	取立未済手形	-	-	-	-	-	-
19	信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
21	出資等（重要な出資を除く。）	8,646	-	8,646	-	8,646	100.00%
22	合計	894,339	-	463,886	-	364,536	78.58%

CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

(単位：百万円)

CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー												
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）										
		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	日本国政府及び日本銀行向け	47,456	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47,456
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	22,192	-	27	-	7,498	-	70	-	-	-	29,789
4	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	我が国の地方公共団体向け	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	2,891	-	0	-	3	-	-	-	2,895
7	国際開発銀行向け	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
8	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	我が国の政府関係機関向け	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
10	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	-	18,952	-	108	-	1,054	-	-	-	20,115
12	法人等向け	-	-	11,943	-	1,564	-	337,427	-	-	-	350,936
13	中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	105	-	-	-	105
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	3,919	-	-	3,919
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	出資等（重要な出資を除く。）	-	-	-	-	-	-	8,646	-	-	-	8,646
22	合計	69,669	-	33,817	-	9,172	-	347,308	3,919	-	-	463,886

CR 6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー													
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
項番	PD区分	オン・バ ランス シート・ グロスエ クスポー ジャーの 額	CCF・信用 リスク削 減手法適 用前のオ フ・バラ ンスシー ト・エク スポー ジャーの 額	平均CCF	CCF・信用 リスク削 減手法適 用後EAD	平均PD	債務者の 数	平均LGD	平均残存 期間	信用リス ク・ア セットの 額	リスク・ ウェイト の加重平 均値（RWA density）	EL	適格 引当金
ソブリン向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	1,463,097	-	-	1,463,097	0.00%	100件未満	45.00%	1.0	78	0.00%	0	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	1,463,097	-	-	1,463,097	0.00%	100件未満	45.00%	1.0	78	0.00%	0	-
金融機関等向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	1,194,279	-	-	1,194,279	0.04%	0.1	45.00%	1.2	204,889	17.15%	267	-
2	0.15以上0.25未満	38,123	-	-	38,123	0.17%	100件未満	45.00%	1.1	13,442	35.26%	30	-
3	0.25以上0.50未満	92,803	-	-	92,803	0.38%	100件未満	45.00%	1.1	47,612	51.30%	160	-
4	0.50以上0.75未満	980	-	-	980	0.72%	100件未満	45.00%	2.5	913	93.22%	3	-
5	0.75以上2.50未満	178	-	-	178	2.19%	100件未満	45.00%	4.7	267	150.03%	1	-
6	2.50以上10.00未満	251	-	-	251	6.16%	100件未満	45.00%	4.7	474	188.65%	6	-
7	10.00以上100.00未満	3,355	-	-	3,355	27.84%	100件未満	45.00%	1.7	8,549	254.82%	420	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	1,329,971	-	-	1,329,971	0.14%	0.2	45.00%	1.2	276,149	20.76%	890	-
事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）													
1	0.00以上0.15未満	147,255	-	-	147,255	0.03%	0.3	45.00%	1.2	18,335	12.45%	23	-
2	0.15以上0.25未満	5,344	-	-	5,344	0.19%	100件未満	45.00%	4.9	4,639	86.79%	4	-
3	0.25以上0.50未満	6,868	-	-	6,868	0.33%	100件未満	45.00%	1.1	3,024	44.03%	10	-
4	0.50以上0.75未満	33	3,711	100.00%	3,745	0.72%	100件未満	45.00%	5.0	4,228	112.90%	12	-
5	0.75以上2.50未満	1,329	-	-	1,329	2.26%	100件未満	45.00%	4.2	1,956	147.22%	13	-
6	2.50以上10.00未満	911	318	100.00%	1,229	8.63%	100件未満	45.00%	2.2	2,224	180.91%	47	-
7	10.00以上100.00未満	60,988	2,850	97.36%	63,763	27.84%	0.1	45.00%	1.6	170,965	268.12%	7,990	-
8	100.00（デフォルト）	432	-	-	432	100.00%	100件未満	45.00%	1.0	-	-	194	-
9	小計	223,163	6,880	98.91%	229,968	8.01%	0.6	45.00%	1.4	205,373	89.30%	8,297	-
中堅中小企業向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定貸付債権													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー													
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
項番	PD区分	オン・バ ランス シート・ グロスエ クスポー ジャーの 額	CCF・信用 リスク削 減手法適 用前のオ フ・バラ ンスシー ト・エク スポー ジャーの 額	平均CCF	CCF・信用 リスク削 減手法適 用後EAD	平均PD	債務者の 数	平均LGD	平均残存 期間	信用リス ク・ア セットの 額	リスク・ ウェイト の加重平 均值（RWA density）	EL	適格 引当金
	株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）												
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	購入債権（事業法人等向け）												
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	購入債権（リテール向け）												
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー												
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	居住用不動産向けエクスポージャー												
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法－ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー													
項番	PD区分	イ オン・バ ランス シート・ グロスエ クスポー ジャーの 額	ロ CCF・信用 リスク削 減手法適 用前のオ フ・バラ ンスシー ト・エク スポー ジャーの 額	ハ 平均CCF	ニ CCF・信用 リスク削 減手法適 用後EAD	ホ 平均PD	ヘ 債務者の 数	ト 平均LGD	チ 平均残存 期間	リ 信用リス ク・アセ ットの額	ヌ リスク・ ウェイト の加重平 均值（RWA density）	ル EL	ヲ 適格 引当金
その他リテール向けエクスポージャー													
1	0.00以上0.15未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0.15以上0.25未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	0.25以上0.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0.50以上0.75未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	0.75以上2.50未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	2.50以上10.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	10.00以上100.00未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	100.00（デフォルト）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計（全てのポートフォリオ）		3,016,232	6,880	98.91%	3,023,037	0.67%	0.8	45.00%	1.2	481,601	15.93%	9,188	-

(注)

へ欄「債務者の数」について、100件未満の場合には、概数で記載しております。

CR 7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

(単位：百万円)

CR 7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	ロ
		クレジット・デリバティブ 勘案前の信用リスク・ アセットの額	実際の信用リスク・ アセットの額
1	ソブリン向けエクスポージャー－FIRB	78	78
2	ソブリン向けエクスポージャー－AIRB	-	-
3	金融機関等向けエクスポージャー－FIRB	276,149	276,149
4	金融機関等向けエクスポージャー－AIRB	-	-
5	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）－FIRB	205,373	205,373
6	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）－AIRB	-	-
7	特定貸付債権－FIRB	-	-
8	特定貸付債権－AIRB	-	-
9	リテール－適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	-	-
10	リテール－居住用不動産向けエクスポージャー	-	-
11	リテール－その他リテール向けエクスポージャー	-	-
12	株式－FIRB	-	-
13	株式－AIRB	-	-
14	購入債権－FIRB	-	-
15	購入債権－AIRB	-	-
16	合計	481,601	481,601

CR8：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表
当該記載を要しない経過措置を適用しております。

CR9：内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト

（単位：％、件）

CR9：内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト													
イ	ロ	ハ					ニ	ホ	ヘ		ト	チ	リ
ポートフォリオ	PD区分	相当する外部格付					加重平均 PD (EAD加重)	相加平均 PD	債務者の数		期中にデ フォルトし た債務者の 数	うち、期中 にデフォル トした新た な債務者の 数	過去の年平 均デフォル ト率 (5年間)
		S&P	Moody's	Fitch	R&I	JCR			前期末	当期末			
ソブリン向けエクスポ ージャーおよび金融機関等向け エクスポージャー	0.05%未満	AAA～A+	Aaa～A1	AAA～A+	AAA～A+	AAA～A+	0.01%	0.03%		77	0	0	0.00%
	1%未満	A～BB	A2～Ba2	A～BB	A～BB	A～BB	0.14%	0.23%		158	0	0	0.00%
	1%以上	BB～D	Ba3～D	BB～D	BB～D	BB～D	25.19%	10.98%		29	0	0	0.65%
事業法人向けエクスポ ージャー（特定貸付債権を除 く。）	0.05%未満	AAA～A+	Aaa～A1	AAA～A+	AAA～A+	AAA～A+	0.03%	0.04%		226	0	0	0.00%
	1%未満	A～BB	A2～Ba2	A～BB	A～BB	A～BB	0.27%	0.15%		203	0	0	0.00%
	1%以上	BB～D	Ba3～D	BB～D	BB～D	BB～D	27.45%	21.99%		181	0	0	0.08%
特定貸付債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等エクスポージャー (PD/LGD方式が適用されるエ クスポージャーに限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購入債権（事業法人等向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
購入債権（リテール向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
適格リボルビング型リテール 向けエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居住用不動産向けエクスポ ージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他リテール向けエク スポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

（注）

全てのエクスポージャーに対して一つの内部格付モデルを適用しており、当計表はスロットティング・クライテリアを使用する特定貸付債権を除き、内部格付モデル適用範囲全体の計数を示しております。

ソブリン向けエクスポージャーおよび金融機関等向けエクスポージャーについては、各PD区分の債務者の数が少数であることから、ポートフォリオ区分を統合して記載しております。

設定したそれぞれのPD区分に関して、どのような取扱いとしているかについての説明および理由については、野村は金融再生法上の自己査定を行っていないため、記載事項はございません。

へ欄について、前期末が2018年3月31日前となる場合には当該記載を要しない経過措置を適用しております。

CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）

（単位：百万円、％）

CR10：内部格付手法－特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・ バランス シートの額	オフ・ バランス シートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リスク・ アセットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満	11,669	－	50.00%	－	－	－	11,669	11,669	5,834	0
	2.5年以上	43,939	2,440	70.00%	850	7,689	－	37,229	45,769	32,038	183
良（Good）	2.5年未満	2,108	－	70.00%	－	－	－	2,108	2,108	1,476	8
	2.5年以上	57,896	774	90.00%	6,722	－	－	51,754	58,477	52,630	467
可（Satisfactory）		15,878	－	115.00%	－	－	－	15,878	15,878	18,260	444
弱い（Weak）		1,767	－	250.00%	－	767	－	1,000	1,767	4,418	141
デフォルト（Default）		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計		133,261	3,214	－	7,572	8,457	－	119,642	135,672	114,658	1,245
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・ バランス シートの額	オフ・ バランス シートの額	リスク・ ウェイト				エクスポー ジャーの額 （EAD）	信用リスク・ アセットの額	期待損失	
優（Strong）	2.5年未満	－	－	－				－	－	－	
	2.5年以上	－	－	－				－	－	－	
良（Good）	2.5年未満	－	－	－				－	－	－	
	2.5年以上	－	－	－				－	－	－	
可（Satisfactory）		－	－	－				－	－	－	
弱い（Weak）		－	－	－				－	－	－	
デフォルト（Default）		－	－	－				－	－	－	
合計		－	－	－				－	－	－	
株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）											
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー											
カテゴリー	オン・ バランス シートの額	オフ・ バランス シートの額	リスク・ ウェイト				エクスポー ジャーの額 （EAD）	信用リスク・ アセットの額			
簡易手法－上場株式	484,136	－	300.00%				484,136	1,452,409			
簡易手法－非上場株式	58,741	－	400.00%				58,741	234,967			
内部モデル手法	－	－	－				－	－			
合計	542,878	－	－				542,878	1,687,377			
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー											
連結自己資本規制比率告示第百四十三 条第一項ただし書の定めるところ により100%のリスク・ウェイトが 適用される株式等エクスポージャー	609	－	100.00%				609	609			

(5) カウンターパーティ信用リスクに関する事項

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		再構築 コスト	アドオン	実効EPE	規制上のエ クスポー ジャーの算 定に使用さ れる α	信用リスク 削減手法適 用後のエク スポー ジャー	リスク・ア セットの額
1	SA-CCR	-	-		-	-	-
	カレント・エクスポージャー 方式	251, 104	415, 484			706, 113	289, 433
2	期待エクスポージャー方式			3, 757, 403	1. 4	5, 489, 638	1, 304, 460
3	信用リスク削減手法における 簡便手法					-	-
4	信用リスク削減手法における 包括的手法					7, 836, 419	239, 252
5	エクスポージャー変動推計モ デル					-	-
6	合計						1, 833, 146

CCR 2：CVAリスクに対する資本賦課

(単位：百万円)

CCR 2：CVAリスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法 適用後のエクスポー ジャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を 8%で除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	3, 468, 251	1, 612, 419
2	(i) CVAバリュエーション・リスクの額 (乗数適用後)		113, 253
3	(ii) CVAストレステスト・バリュエーション・リスクの額 (乗 数適用後)		1, 499, 165
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	854, 615	148, 704
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計	4, 322, 866	1, 761, 124

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー										
項番	リスク・ウェイト 業種	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）								
		0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け	0	-	-	-	-	-	-	-	0
2	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	3,384	4	-	1	-	-	3,389
3	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	我が国の地方公共団体向け	0	-	-	-	-	-	-	-	0
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	2,626	0	-	6	-	-	2,634
11	法人等向け	-	-	-	-	-	4,565	-	-	4,565
12	中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	合計	0	-	6,010	5	-	4,572	-	-	10,590

CCR 4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー
(単位：百万円、%、千件、年)

CCR 4：内部格付手法－ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー								
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	PD区分	EAD (信用リスク 削減効果勘案 後)	平均PD	取引相手方の 数	平均LGD	平均残存期間	信用リスク・ アセット	リスク・ウェ イトの加重平 均値 (RWA density)
ソブリン向けエクスポージャー								
1	0.00以上0.15未満	1,365,449	0.01%	0.1	43.76%	0.4	31,369	2.29%
2	0.15以上0.25未満	3,128	0.15%	100件未満	45.00%	1.0	775	24.77%
3	0.25以上0.50未満	60,641	0.33%	100件未満	38.33%	0.8	21,320	35.15%
4	0.50以上0.75未満	5,854	0.72%	100件未満	45.00%	0.0	3,007	51.37%
5	0.75以上2.50未満	－	－	－	－	－	－	－
6	2.50以上10.00未満	26,225	6.80%	100件未満	45.00%	0.6	37,982	144.83%
7	10.00以上100.00未満	－	－	－	－	－	－	－
8	100.00 (デフォルト)	－	－	－	－	－	－	－
9	小計	1,461,299	0.15%	0.1	43.57%	0.5	94,455	6.46%
金融機関等向けエクスポージャー								
1	0.00以上0.15未満	7,143,386	0.04%	0.3	15.55%	0.4	343,762	4.81%
2	0.15以上0.25未満	721,775	0.17%	0.1	24.93%	1.0	138,179	19.14%
3	0.25以上0.50未満	755,767	0.38%	0.1	9.34%	1.4	108,346	14.33%
4	0.50以上0.75未満	150,137	0.72%	100件未満	10.76%	2.0	26,520	17.66%
5	0.75以上2.50未満	102,762	1.25%	100件未満	10.88%	1.0	21,065	20.49%
6	2.50以上10.00未満	26,511	7.27%	100件未満	14.52%	1.8	13,052	49.23%
7	10.00以上100.00未満	49,317	27.84%	100件未満	10.17%	0.7	27,294	55.34%
8	100.00 (デフォルト)	0	100.00%	100件未満	45.00%	1.0	0	0.00%
9	小計	8,949,657	0.28%	0.8	15.62%	0.5	678,220	7.57%
事業法人向けエクスポージャー								
1	0.00以上0.15未満	2,073,106	0.05%	4.6	31.61%	0.9	205,960	9.93%
2	0.15以上0.25未満	530,533	0.17%	1.1	34.60%	1.7	150,102	28.29%
3	0.25以上0.50未満	264,182	0.36%	0.4	37.59%	1.0	118,465	44.84%
4	0.50以上0.75未満	227,425	0.72%	0.2	36.69%	1.0	143,189	62.96%
5	0.75以上2.50未満	300,610	1.79%	0.3	27.52%	0.8	185,182	61.60%
6	2.50以上10.00未満	115,818	6.69%	0.3	33.15%	1.1	141,202	121.91%
7	10.00以上100.00未満	98,517	27.84%	1.6	19.27%	1.0	110,589	112.25%
8	100.00 (デフォルト)	429	100.00%	100件未満	40.18%	1.2	0	0.00%
9	小計	3,610,623	1.26%	8.8	32.18%	1.0	1,054,692	29.21%
合計 (全てのポートフォリオ)		14,021,580	0.52%	9.8	22.80%	0.7	1,827,368	13.03%

(注)

ハ欄「取引相手方の数」について、100件未満の場合には、概数で記載しております。

CCR 5：担保の内訳

(単位：百万円)

CCR 5：担保の内訳							
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
1	現金（国内通貨）	-	495,863	-	1,477,900	2,175,592	6,507,822
2	現金（外国通貨）	-	2,276,534	-	1,130,001	35,532,956	32,864,405
3	国内ソブリン債	26,342	115,458	241,276	84,554	5,732,008	3,648,268
4	その他ソブリン債	190,880	287,092	33,855	92,919	27,530,792	29,263,266
5	政府関係機関債	39	1,467	-	-	1,657,656	461,120
6	社債	4,236	140,221	12,840	23,034	3,789,231	15,975,611
7	株式	1,834	186,755	-	678,855	3,194,278	3,948,846
8	その他担保	-	6,906	-	1,201	16,531	35,817
9	合計	223,331	3,510,295	287,971	3,488,463	79,629,044	92,705,155

CCR 6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー

(単位：百万円)

CCR 6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		購入したプロテクション	提供したプロテクション
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ	9,013,849	9,270,947
2	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ	4,446,271	4,842,170
3	トータル・リターン・スワップ	661,678	305,652
4	クレジットオプション	9,795	-
5	その他のクレジット・デリバティブ	-	-
6	想定元本合計	14,131,594	14,418,770
	公正価値		
7	プラスの公正価値（資産）	83,792	222,033
8	マイナスの公正価値（負債）	△203,951	△28,583

CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

当該記載を要しない経過措置を適用しております。

CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー

(単位：百万円)

CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー			
項番		イ	ロ
		中央清算機関向けエクスポージャー（信用リスク削減手法適用後）	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		186,133
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）	3,953,620	79,072
3	（i）派生商品取引（上場以外）	2,663,568	53,271
4	（ii）派生商品取引（上場）	1,027,533	20,550
5	（iii）レポ形式の取引	262,517	5,250
6	（iv）クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット	-	-
7	分別管理されている当初証拠金	-	
8	分別管理されていない当初証拠金	645,902	12,918
9	事前拋出された清算基金	164,851	94,142
10	未拋出の清算基金	-	-
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		120,316
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）	88,306	64,536
13	（i）派生商品取引（上場以外）	34,599	34,599
14	（ii）派生商品取引（上場）	20,601	20,262
15	（iii）レポ形式の取引	33,105	9,674
16	（iv）クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット	-	-
17	分別管理されている当初証拠金	-	
18	分別管理されていない当初証拠金	23,081	23,080
19	事前拋出された清算基金	2,615	32,699
20	未拋出の清算基金	-	-

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

SEC 1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーについては、該当ございません。

SEC 2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

（単位：百万円）

SEC 2：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計
1	リテール（合計）	—	—	—	12,224	—	12,224	60,576	—	60,576
2	担保付住宅ローン	—	—	—	12,224	—	12,224	50,205	—	50,205
3	クレジットカード債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	その他リテールに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	10,370	—	10,370
5	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	ホールセール（合計）	—	—	—	—	—	—	72,827	1,212	74,039
7	事業法人向けローン	—	—	—	—	—	—	56,093	—	56,093
8	商業用モーゲージ担保証券	—	—	—	—	—	—	2,369	1,212	3,581
9	リース債権及び売掛債権	—	—	—	—	—	—	3,843	—	3,843
10	その他のホールセール	—	—	—	—	—	—	10,520	—	10,520
11	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—

SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーについては、該当ございません。

SEC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーについては、該当ございません。

(7) マーケット・リスクに関する事項

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額

（単位：百万円）

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット （リスク相当額を8パーセントで除して得た額）
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	—
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	—
3	外国為替リスクの額	—
4	コモディティ・リスクの額	—
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	—
6	デルタ・プラス法により算出した額	—
7	シナリオ法により算出した額	—
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	1,078,595
9	合計	1,078,595

MR2：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因
当該記載を要しない経過措置を適用しております。

MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）

（単位：百万円）

MR3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）		
項番		
	バリュー・アット・リスク（保有期間10営業日、片側信頼区間99%）	
1	最大値	19,935
2	平均値	13,879
3	最小値	9,723
4	期末	19,869
	ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間10営業日、片側信頼区間99%）	
5	最大値	87,715
6	平均値	33,789
7	最小値	17,865
8	期末	35,734
	追加的リスクの額（片側信頼区間99.9%）	
9	最大値	118,807
10	平均値	98,950
11	最小値	79,287
12	期末	110,954
	包括的リスクの額（片側信頼区間99.9%）	
13	最大値	8,234
14	平均値	7,692
15	最小値	6,854
16	期末	7,339
17	フロア（修正標準的方式）	7,339

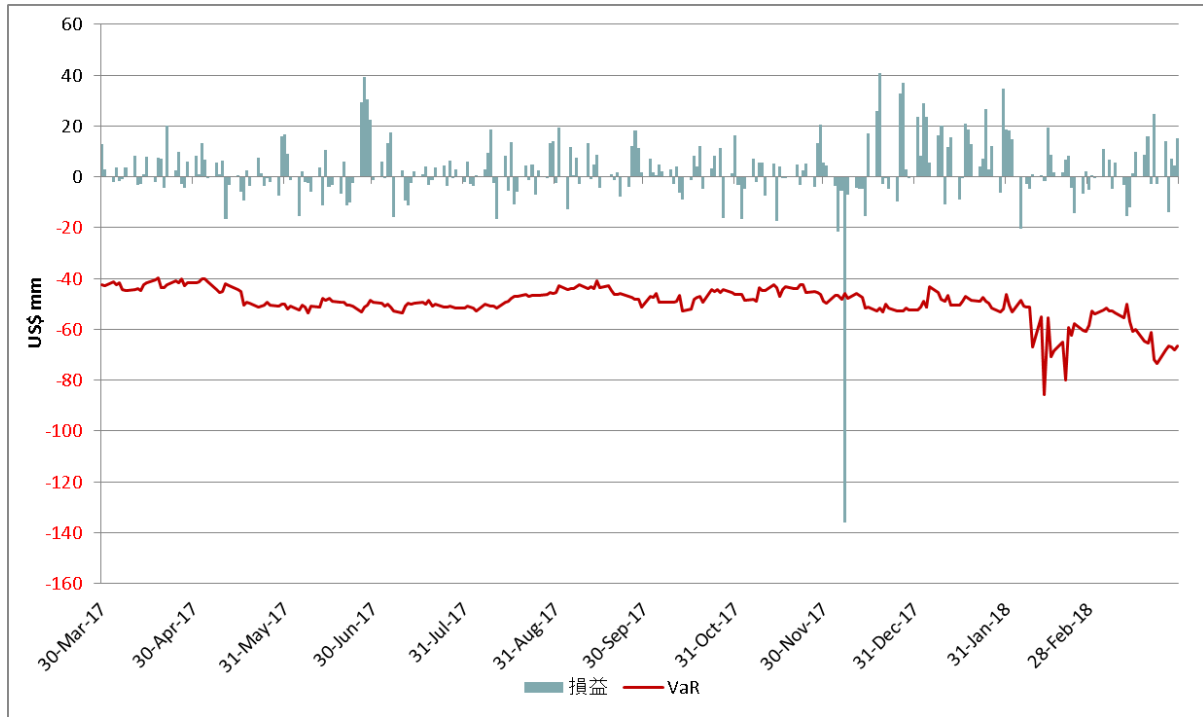
MR 4：内部モデル方式のバック・テストの結果

直近250営業日分において、グループ・レベルでのバックテスト超過が1件発生しました。

超過日： 2017年12月7日

超過額： 約90百万ドル

超過の主要な要因： 証券担保ローンにおいて、担保株式の株価急落により当初想定した価格での売却によるローン金額の回収が極めて困難となったため、評価損が発生



(8) 非トレーディング勘定における金利リスクに関する事項

① 金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるもの（ Δ EVE）

第三の柱に関する告示の定めるパラレルシフト・シナリオに基づき推計される Δ EVEは、2018年3月期末において弊社グループのTier 1の額の1%未満であるため、重要性が低いものと考えられることから、詳細数値の開示を省略しております。

② 金利ショックに対する金利収益の減少額として計測されるもの（ Δ NII）

野村の資産負債構成における Δ NIIは、非トレーディング勘定において貸出金と預金が重要な位置を占める商業銀行の一般的なビジネス・モデルにおける Δ NIIと比較して重要性が低く、かつ比較可能性に欠けるものであることから、開示は省略しております。

第4章 定量的な開示事項（前期末分）

1. 連結自己資本規制比率に関する事項

（単位：十億円、％）

2017年3月末

連結における普通株式等Tier1資本の額	(A)	2,549.2
連結におけるTier1資本の額	(B)	2,689.8
連結における総自己資本の額	(C)	2,799.4
リスク・アセット	(D) = (E) + (F) + (G)	13,977.9
信用リスク・アセットの額の合計額	(E)	7,762.6
マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	(F)	3,504.6
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	(G)	2,710.6
連結普通株式等Tier1比率	(A) / (D) × 100	18.2%
連結Tier1比率	(B) / (D) × 100	19.2%
連結総自己資本規制比率	(C) / (D) × 100	20.0%

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) リスク区分別所要自己資本額

（単位：十億円）

2017年3月末

	EAD	所要自己資本額
信用リスク	22,152.3	658.1
内部格付手法	16,652.5	440.8
金融機関等向けエクスポージャー	8,725.5	77.1
ソブリン向けエクスポージャー	3,257.1	5.8
事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く）	3,457.6	109.7
事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権）	114.6	7.9
株式等エクスポージャー	720.0	179.3
マーケット・ベース方式の簡易手法適用分	720.0	179.3
経過措置適用分	—	—
その他	319.7	41.2
信用リスク・アセットのみなし計算	57.9	19.6
標準的手法	827.8	33.0
中央清算機関関連エクスポージャー	4,672.1	24.8
CVAリスク	—	159.5
マーケット・リスク	—	280.4
内部モデル方式および外部格付準拠方式	—	280.4
オペレーショナル・リスク	—	216.9
粗利益配分手法	—	216.9
連結総所要自己資本額	—	1,118.2

1 EAD：デフォルト時エクスポージャー

2 所要自己資本額（信用リスク）：標準的手法の場合は信用リスク・アセットの額×8％、内部格付手法の場合は信用リスク・アセットの額（スケーリング・ファクター1.06勘案後）×8％＋期待損失額を計算したものに相当します。

3 所要自己資本額（マーケット・リスク）：マーケット・リスク相当額

4 所要自己資本額（オペレーショナル・リスク）：オペレーショナル・リスク相当額

5 連結総所要自己資本額：（信用リスク・アセットの額＋マーケット・リスク相当額÷8％＋オペレーショナル・リスク相当額÷8％）×8％

6 エクスポージャー分類は、連結自己資本規制比率告示の規定に従っております。また、算出手法は、会社グループの選択した手法に基づき開示しております。

7 マーケット・ベース方式の簡易手法適用分とは、上場株式等についてはリスク・ウェイト300％、非上場株式等については同400％を適用するエクスポージャーを指します。ただし、金融機関等向け出資で資本控除されず、リスク・アセット計算対象となったものについては、リスク・ウェイト250％が適用されております。

8 その他には、未決済取引、現金及びその他資産を含みます。

- 9 信用リスク・アセットのみなし計算とは、連結自己資本規制比率告示に基づき、投資信託、ファンド等に適用される手法を指します。
- 10 標準的手法とは、内部格付を適用しない事業単位及び資産区分を指します。
- 11 内部モデル方式とは、内部モデルによりマーケット・リスク相当額を算出する手法を指します。
- 12 外部格付準拠方式とは、証券化エクスポージャーに外部格付を用いてマーケット・リスク相当額を算出する手法を指します。
- 13 粗利益配分手法とは、金融費用控除後利益を業務区分に配分した上で、区分ごとに異なる乗数を適用することにより、オペレーショナル・リスク相当額を算出する手法を指します。

(2) 証券化エクスポージャーについては、全てトレーディング業務に係るエクスポージャーとして取り扱っております。

(3) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャーのうち、内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャーについては該当ありません。

(4) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャーについては該当ありません。

(5) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額のうち、会社グループが標準的方式を使用する対象は該当ありません。

(6) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額のうち、会社グループが基礎的手法及び先進的計測手法を使用する対象は該当ありません。

3. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー

① 地域別内訳

(単位：十億円)

2017年3月末			
	デリバティブ	レボ形式の取引	その他
国内	1,384.1	1,473.2	2,554.4
海外	2,382.6	7,115.1	1,685.2
欧州	1,578.5	1,635.1	737.6
北米	484.1	4,540.0	729.0
アジア	320.0	940.0	218.6
合計	3,766.7	8,588.3	4,239.6
標準的手法適用分	—	—	827.8

② 業種別内訳

(単位：十億円)

2017年3月末			
	デリバティブ	レボ形式の取引	その他
銀行	1,530.4	4,614.3	1,116.5
ブローカー／ディーラー	291.9	1,052.7	28.5
その他金融・保険	1,297.6	1,689.9	221.7
国・地方公共団体等	261.8	1,217.8	1,782.6
消費関連産業	59.7	0.7	32.5
その他	325.2	13.0	1,057.8
合計	3,766.7	8,588.3	4,239.6
標準的手法適用分	—	—	827.8

③ 残存期間別内訳

(単位：十億円)

2017年3月末

	デリバティブ	レボ形式の取引	その他
1年未満	309.8	7,271.1	291.2
1年以上3年未満	163.8	647.5	2,712.9
3年以上5年未満	45.7	291.4	42.4
5年以上	3,247.5	378.3	19.2
期間の定めのないもの	—	—	1,173.8
合計	3,766.7	8,588.3	4,239.6
標準的手法適用分	—	—	827.8

- 1 エクスポートの額については、信用リスク削減効果が内部モデルに織り込まれる期待エクスポート方式を採用しているため、当該方式の適用対象に関しては信用リスク削減効果勘案後となっております。
- 2 地域および業種は、会社グループの内部管理上の区分を用いております。
- 3 消費関連産業とは、商業、レジャー産業、小売業、飲食業、航空会社、流通、ヘルスケア、自動車、住宅関連等を指します。
- 4 期間の定めのないものには、算出上の上限を使用したものを含みます。

- (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額、及び業種別または取引相手の別の貸出金償却の額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金については、連結自己資本規制比率告示において、自己資本額として取り扱われることが認められていますが、当該引当金の金額的重要性を勘案し、規制上の自己資本額として算入しておりません。

- (3) 標準的手法が適用されるエクスポートについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1%未満である場合には、区分を要しない。）並びに連結自己資本規制比率告示第55条第2項第2号、第101条、第155条第2項第2号及び第225条（連結自己資本規制比率告示第103条及び第112条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポートの額

(単位：十億円)

2017年3月末

リスク・ウェイト	信用リスク削減手法の効果を勘案した後の エクスポートの額
0%	49.2
10%	—
20%	29.3
35%	—
50%	11.3
100%	376.4
150%	11.2
350%	8.5
625%	—
937.5%	—
1,250%	—
合計	486.0

- (4) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本規制比率告示第129条第3項及び第5項並びに第143条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

1) スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごとの残高

(単位：十億円)

2017年3月末

リスク・ウェイト	
50%	59.6
70%	18.5
90%	18.3
95%	—
115%	16.4
120%	—
140%	—
250%	1.5
0%	0.3
合計	114.6

- 2) マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについては、合計7,200億円のうち、リスク・ウェイト300%適用分が5,424億円、同400%適用分が1,776億円となっております。

- (5) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

1) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの状況（エクスポージャー別）

(単位：十億円、%)

2017年3月末

	EAD加重 平均PD	EAD加重 平均LGD	EAD加重 平均 ELdefault	EAD加重 平均 リスク・ ウェイト	EAD (オン・パ ランス)	EAD (オフ・パ ランス)	コミット メントの 未引出額	未引出額 に乗ずる 掛目の加 重平均値
事業法人向け	1.33%	33.07%	—	31.26%	160.4	3,297.2	0.2	75.00%
AAA～AA－	0.03%	28.91%	—	5.46%	55.8	1,090.0	—	—
A＋～BBB－	0.14%	35.67%	—	23.30%	32.8	1,734.3	—	—
BB＋～CCC	7.85%	33.38%	—	111.49%	71.5	472.5	0.2	75.00%
CC～D	100.00%	43.00%	43.00%	0.00%	0.4	0.4	—	—
金融機関等向け	0.27%	22.67%	—	9.96%	1,095.8	7,629.8	—	—
AAA～AA－	0.03%	23.23%	—	4.06%	271.0	2,312.0	—	—
A＋～BBB－	0.12%	23.70%	—	11.54%	810.3	4,772.1	—	—
BB＋～CCC	2.97%	9.81%	—	21.40%	14.4	545.6	—	—
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	0.0	0.0	—	—
ソブリン向け	0.08%	50.45%	—	1.70%	1,782.6	1,474.5	—	—
AAA～AA－	0.00%	51.24%	—	0.33%	1,779.2	1,123.0	—	—
A＋～BBB－	0.10%	43.94%	—	12.84%	1.2	350.4	—	—
BB＋～CCC	0.73%	45.00%	—	53.92%	0.0	1.0	—	—
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	2.2	0.0	—	—
合計	0.47%	30.86%	—	12.99%	3,038.8	12,401.5	0.2	75.00%
AAA～AA－	0.02%	36.47%	—	2.67%	2,106.0	4,525.1	—	—
A＋～BBB－	0.12%	27.37%	—	14.30%	844.3	6,856.8	—	—
BB＋～CCC	5.36%	21.44%	—	65.78%	85.9	1,019.1	0.2	75.00%
CC～D	100.00%	44.45%	44.45%	0.00%	2.6	0.5	—	—

2) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーの状況（地域別）

（単位：十億円、％）

2017年3月末

	EAD加重 平均PD	EAD加重 平均LGD	EAD加重 平均 ELdefault	EAD加重 平均 リスク・ ウェイト	EAD (オン・バ ランス)	EAD (オフ・バ ランス)	コミット メントの 未引出額	未引出額 に乗ずる 掛目の加 重平均値
国内	0.33%	44.39%	—	11.75%	1,715.8	2,866.7	0.2	75.00%
AAA～AA－	0.01%	47.43%	—	2.72%	1,502.8	1,421.6	—	—
A＋～BBB－	0.10%	40.27%	—	19.16%	184.1	1,302.8	—	—
BB＋～CCC	7.55%	28.38%	—	101.84%	28.6	142.3	0.2	75.00%
CC～D	100.00%	43.01%	43.01%	0.00%	0.4	0.0	—	—
欧州	0.90%	37.76%	—	21.69%	551.8	3,248.3	—	—
AAA～AA－	0.01%	56.70%	—	3.11%	379.5	588.5	—	—
A＋～BBB－	0.13%	35.84%	—	22.07%	139.3	2,010.4	—	—
BB＋～CCC	4.26%	16.84%	—	46.99%	30.9	649.4	—	—
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	2.2	—	—	—
北米	0.18%	18.10%	—	7.41%	566.3	5,026.2	—	—
AAA～AA－	0.03%	16.70%	—	2.22%	200.1	2,426.1	—	—
A＋～BBB－	0.08%	18.58%	—	7.96%	355.0	2,472.0	—	—
BB＋～CCC	4.94%	34.61%	—	94.27%	11.1	128.2	—	—
CC～D	100.00%	45.00%	45.00%	0.00%	—	0.0	—	—
アジア	0.92%	19.35%	—	15.54%	204.8	1,260.2	—	—
AAA～AA－	0.03%	39.19%	—	8.21%	23.6	88.9	—	—
A＋～BBB－	0.21%	17.25%	—	9.43%	166.0	1,071.7	—	—
BB＋～CCC	9.10%	22.40%	—	88.89%	15.2	99.2	—	—
CC～D	100.00%	42.93%	42.93%	0.00%	0.0	0.4	—	—
合計	0.47%	30.86%	—	12.99%	3,038.8	12,401.5	0.2	75.00%
AAA～AA－	0.02%	36.47%	—	2.67%	2,106.0	4,525.1	—	—
A＋～BBB－	0.12%	27.37%	—	14.30%	844.3	6,856.8	—	—
BB＋～CCC	5.36%	21.44%	—	65.78%	85.9	1,019.1	0.2	75.00%
CC～D	100.00%	44.45%	44.45%	0.00%	2.6	0.5	—	—

- 1 PDは、向こう1年間にデフォルトが発生する確率の推計値、LGDは、EADに対するデフォルトしたエクスポージャーに生じる損失額の割合を示しております。
- 2 エクスポージャーの額（EAD）については、信用リスク削減効果が内部モデルに織り込まれる期待エクスポージャー方式を採用しているため、当該方式の適用対象に関しては信用リスク削減効果勘案後となっております。
- 3 信用リスク・アセット算出上に使用した内部格付で分類しているため、一部実際のエクスポージャーに付与された内部格付に比べて保守的な区分となっております。
- 4 連結自己資本規制比率算出上のデフォルト区分はCC、C及びDとしております。
- 5 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、未決済取引、株式等エクスポージャー、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、現金及びその他資産は除外しております。
- 6 地域は、会社グループの内部管理上の区分を用いております。

3) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーにおける債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高については該当ありません。

4) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー次のいずれかの事項

i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る EL_{default} を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

会社グループにおいて、リスク・アセットベースにおけるリテール関連の信用リスク・アセットの額は僅少であり、算出上はリテール・プールを作成せず、事業法人等エクスポージャーまたは適用除外資産として取り扱っていることから、該当ありません。

(6) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの、直前期における損失の実績値、当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析、及び長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

会社グループでは、市場性のある取引またはそれに裏付けられた取引がビジネスの中心になっており、金融資産の公正価値の把握およびその変動リスクの把握が重要となっています。内部格付手法を適用しているエクスポージャーは、デリバティブ等取引に係るカウンターパーティ向けの与信が大半であり、これらの与信に係る損失は公正価値の見直し（評価損益）、またはポジション解消（売却損益）を通じて実現されるケースも多数存在します。当該損失は、信用リスクに起因する部分と市場リスクに起因する部分が混在し、両者を判別することが困難であることから、信用リスクに起因する損失実績値の集計は行っておりません。

また会社グループにおいて、内部格付手法の適用対象となるエクスポージャーについては、過去長期間にわたり、実際に発生したデフォルト件数が少ない中、PD推計値は、過去長期間の実績値との対比では相当保守的な水準になっております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

内部格付手法において信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：十億円)

2017年3月末

	金融資産担保	資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
内部格付手法	5,361.3	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	4,416.5	—	—	—
ソブリン向けエクスポージャー	30.7	—	—	—
事業法人向けエクスポージャー	914.1	—	—	—

- 1 金融資産担保とは、現金や有価証券等のうち、連結自己資本規制比率告示にて適格なものとして定められたものを指します。
- 2 信用リスク削減効果が内部モデルに織り込まれる期待エクスポージャー方式を採用しているため、金融資産担保の額は、期待エクスポージャー方式が適用されなかったエクスポージャーに対して充当された額を示しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクの状況

(単位：十億円)

2017年3月末

		グロスの 再構築コスト	グロスの アドオン	与信相当額 (担保勘案前)
派生商品取引	(A)	844.5	2,454.3	3,298.7
外国為替関連取引および金関連取引		65.5	82.7	148.2
金利関連取引		262.0	211.8	473.8
株式関連取引		499.7	2,064.2	2,564.0
貴金属関連取引（金を除く）		0.0	0.4	0.4
その他のコモディティ関連取引		6.8	48.2	55.0
クレジット・デリバティブ取引		10.4	46.9	57.3
長期決済期間取引	(B)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信 相当額削減効果（△）	(C)	—	—	1,752.0
ネットの与信相当額	(D) = (A) + (B) - (C)	—	—	1,546.7
担保の額	(E)	—	—	151.1
金融資産担保		—	—	151.1
与信相当額（担保勘案後）	(D) - (E)	—	—	1,395.6

- 1 カレント・エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出している部分につき集計しております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額

(単位：十億円)

2017年3月末

	提供	購入
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	12,028.9	11,860.8
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	5,130.0	5,133.1
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	445.3	503.2
クレジット・リスク関連オプションおよびスワプション	—	—
合計	17,604.2	17,497.1

6. 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーについては、全てトレーディング業務に係るエクスポージャーとして取り扱っております。

- (1) 保有する証券化エクスポージャー（包括的リスクの計測対象は除く）の額及び主な原資産の種類別の内訳
(単位：十億円)

2017年3月末			
	エクスポージャーの額	(うち再証券化エクスポージャー)	(うち100%のリスク・ウェイト適用分)
RMBS	65.2	8.8	29.1
CMBS	3.6	—	3.6
CD0/CLO	72.1	0.9	46.6
Consumer	1.1	—	—
Commercial	0.0	—	0.0
その他	1.0	—	0.1
合計	143.1	9.7	79.4

- (2) 保有する証券化エクスポージャー（包括的リスクの計測対象は除く）の適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：十億円)

2017年3月末				
	エクスポージャーの額	(うち再証券化エクスポージャー)	所要自己資本の額	(うち再証券化エクスポージャー)
1.6%以下	4.3	—	0.1	—
1.6%超4%以下	24.3	—	0.7	—
4%超8%以下	11.8	—	0.8	—
8%超20%以下	13.1	8.8	1.9	1.1
20%超100%未満	10.2	—	4.3	—
100%	79.4	0.9	77.6	0.9
合計	143.1	9.7	85.3	1.9

- 2013年12月末以降はロング及びショート・ポジションをグロス合計し、エクスポージャーの額及び所要自己資本の額を算出しております。
- 無格付の証券化エクスポージャーのうち、集中レシオ方式を採用した銘柄については、適用したリスク・ウェイトに基づいて区分しております。

- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに適切なリスクの種類別の包括的リスクの期末値の内訳及びその総額

(単位：十億円)

2017年3月末	
エクスポージャーの総額	
ヘッジ込み	208.4
ヘッジ除外	161.0

(単位：十億円)

2017年3月末	
所要自己資本	
デフォルト	0.5
相関	△0.0
クレジット・スプレッド	3.7
その他	△0.6
包括的リスクの額	3.6

7. マーケット・リスクに関する事項

(1) 期末のVaRの値並びに開示期間におけるVaRの最高、平均及び最低の値

(単位：十億円)

2016年4月1日～2017年3月31日				
	日次平均	最高	最低	2017年3月末
VaR (10day)	16.2	23.2	11.1	13.8

VaR (10day) の前提

信頼水準：片側検定99%

保有期間：10日

商品間の価格変動の相関を考慮

(2) 期末のストレスVaRの値並びに開示期間におけるストレスVaRの最高、平均及び最低の値

(単位：十億円)

2016年4月1日～2017年3月31日				
	日次平均	最高	最低	2017年3月末
ストレスVaR	29.1	47.0	18.1	21.3

ストレスVaRの前提

信頼水準：片側検定99%

保有期間：10日

商品間の価格変動の相関を考慮

(3) 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における所要自己資本の最高、平均及び最低の額

(単位：十億円)

2016年4月1日～2017年3月31日				
	日次平均	最高	最低	2017年3月末
追加的リスク	81.1	99.9	70.5	80.4
包括的リスク	5.2	7.6	3.8	7.0

(4) バック・テストの結果及び損益の実績値がVaRの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

2016年4月1日から2017年3月31日までの期間において、グループ・レベルでバックテストの超過はありません。

8. トレーディング業務以外の出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額

(単位：十億円)

	2017年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価
経過措置適用分	—	—
上場株式等エクスポージャー	542.4	660.1
上記以外の株式等エクスポージャー	177.6	177.6
合計	720.0	837.7

(2) 株式等エクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの額

(単位：十億円)

	2017年3月末
PD/LGD方式	—
マーケット・ベース方式の簡易手法適用分	720.0
マーケット・ベース方式の内部モデル手法適用分	—
経過措置適用分	—
合計	720.0

尚、連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額及び連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ありません。

第5章 自己資本調達手段に関する契約内容

1. 野村ホールディングス株式会社 普通株式

自己資本調達手段（普通株式）

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP3762600009
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	594,493百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	株主資本
	連結貸借対照表	株主資本
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	

26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	永久劣後債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

2. 野村ホールディングス株式会社 第1回任意償還条項付無担保永久社債（債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定）

自己資本調達手段（劣後債）

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AGD1
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	第1回任意償還条項付無担保永久社債 （債務免除特約及び劣後特約付・適格機関投資家限定）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	165,000百万円
9	額面総額(4)	165,000百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2016年1月27日
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日：2021年6月15日 償還金額：各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	2021年6月15日以降の各利払日（本社債の元金につき損失吸収事由に係る債務免除がなされている場合を除く。）、又は税務事由若しくは資本事由（発行者が金融庁その他の監督当局と協議した結果、金融庁その他の監督当局が定める自己資本規制比率基準に照らして、本社債が発行者のその他Tier1資本として扱われなくなるおそれが軽微でないと判断した場合）が発生した場合において、任意償還可能
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2021年6月15日以降の各利払日
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定から変動

18	配当率又は利率(11)	2016年1月28日から2021年6月15日まで： 年3.36パーセント 2021年6月15日の翌日以降： 6か月物ユーロ円LIBOR + 3.20パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	有
31	元本の削減が生じる場合(19)	(i) 損失吸収事由：発行者が報告又は公表した連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合 (ii) 実質破綻事由：内閣総理大臣が、発行者について、預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定を行った場合 (iii) 倒産手続開始事由：発行者につき倒産手続開始の決定等がなされた場合
32	元本の削減が生じる範囲(20)	全部削減または一部削減
33	元本回復特約の有無(21)	有
34	その概要	元金回復がなされた後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、当社が元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定する場合
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	劣後債務（本社債および本社債と実質的に同順位の劣後債務を除く。）
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

■その他の契約内容

担保

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約

担保提供制限条項その他の条項は付されていない。

期限の利益喪失に関する特約

(1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。

(2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

利払停止特約の概要

(1) 任意利払停止

当社は、本社債の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、本社債の利息の全部又は一部の支払を行わないことができる。この場合、当社は、その次の利払日に支払うべき本社債の利息の支払又は不支払を決定するまでの期間中、(i) 当社の普通株式及びその他Tier1資本調達手段に該当する当社の株式（配当最優先株式を除く。）に対する金銭の配当並びに(ii) その他Tier1資本調達手段に該当する配当最優先株式に対する優先配当金の額の半額に、当該利払日に支払うべき本社債の利息のうち支払を行う部分として当社が決定した割合を乗じた額を超える額の金銭の配当を行う旨の取締役会の決議又はかかる配当を行う旨の会社提案の議案の株主総会への提出等を行わない。

(2) 利払可能額制限

当社が各利払日に支払うべき本社債の利息の額は、利払可能額を限度とし、当社は当該限度額を超える金額について、本社債の利息の支払を行わない。「利払可能額」とは、ある利払日における当社の会社法上の分配可能額から、当該利払日の属する事業年度の初日以後当該利払日の前日までに支払われた本社債、同順位証券及び劣後証券の配当及び利息の総額を控除して得られる調整後分配可能額を、当該利払日に支払うべき本社債の利息の総額並びに配当最優先株式及び同順位証券の配当又は利息の総額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額をいう。

「同順位証券」とは、当社の債務で、利息に係る権利について本社債と実質的に同じ条件を付されたもの等をいう。

「劣後証券」とは、当社の債務で、利息に係る権利について本社債に実質的に劣後する条件を付されたもの等をいう。

上記(1)又は(2)に基づき支払われなかった本社債の利息は繰り延べられず、当該利息の支払債務の効力は将来に向かって消滅する。

債務免除特約の概要

(1) 損失吸収事由に係る債務免除

当社が報告又は公表した連結普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合、本社債の元金のうち、本社債及び他の負債性その他Tier1資本調達手段等の全部又は一部の免除又は普通株式転換により当社の連結普通株式等Tier1比率が5.125%を上回ることとなるために必要な額として、当社が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する額を、本社債の元金の総額及び他の負債性その他Tier1資本調達手段等の元金の総額で按分して算出される額のうち、各本社債に係る按分額、並びに当該金額の元金に応じた利息について、当社は本社債に基づく元利金の支払債務を免除される。

(2) 実質破綻事由に係る債務免除

当社について預金保険法に定める特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われた場合、当社は、本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

(3) 倒産手続開始事由に係る債務免除

当社について、倒産手続の開始の決定等が行われた場合、当社は、本社債に基づく元利金の支払債務の全額を免除される。

元金回復特約の概要

損失吸収事由の発生により、本社債に基づく元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、当社が金融庁その他の監督当局との協議のうえ決定する額について、支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。「元金回復事由」とは、元金回復がなされた直後においても、十分に高い水準の連結普通株式等Tier1比率が維持されることについて、あらかじめ金融庁その他の監督当局の確認を受けたうえで、当社が元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した場合をいう。

劣後特約の概要

本社債は、当社の清算手続（特別清算手続を除く。）における債務の支払に関し、実質的に、当社の一般債権者及び期限付劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、残余財産分配最優先株式と同順位となる。

3. 野村ホールディングス株式会社 第2回無担保社債（劣後特約付）

自己資本調達手段（劣後債）

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAB8
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第2回無担保社債（劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	15,800百万円
9	額面総額(4)	39,500百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.649パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④ 日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

- (5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。
- (6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

4. 野村ホールディングス株式会社 第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）

自己資本調達手段（劣後債）

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260BAB6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	22,680百万円
9	額面総額(4)	57,700百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日：2020年11月26日 償還金額：各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日（毎年5月26日および11月26日（当該日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日））
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.749パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④ 日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

- (5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。
- (6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5. 野村ホールディングス株式会社 第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債（劣後特約付）

自己資本調達手段（劣後債）

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260CAB4
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第4回期限前償還条項付無担保変動利付社債（劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	2,400百万円
9	額面総額(4)	6,000百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年11月26日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日：2020年11月26日 償還金額：各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日（毎年5月26日および11月26日（当該日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日））
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	6か月物ユーロ円LIBOR + 1.0パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④ 日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

- (5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。
- (6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

6. 野村ホールディングス株式会社 第5回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）

自己資本調達手段（劣後債）

1	発行者	野村ホールディングス株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	JP376260AAC6
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	野村ホールディングス株式会社第5回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	20,000百万円
9	額面総額(4)	50,000百万円
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2010年12月6日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2025年11月26日
14	償還等を可能とする特約の有無	有
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	初回償還可能日：2020年11月26日 償還金額：各社債の金額100円につき100円
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	無
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	2020年11月26日以降に到来するいずれかの利息の支払期日（毎年5月26日および11月26日（当該日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日））
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	年2.773パーセント
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無

23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	無
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無 (23)	有
37	非充足資本要件の内容 (23)	実質破綻認定時損失吸収条項

■その他の契約内容

担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

劣後特約

- (1) 次の各場合には、本社債の償還及び利息の支払いは以下の規定に従って行われる。

① 破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、劣後債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当及び供託を含む。）を受けたこと。

② 会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

③ 民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済をうけたこと。

④ 日本法によらない破産、会社更生及び民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本劣後特約(1) ①ないし③に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本劣後特約(1) ①ないし③の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

- (2) 本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止しているにもかかわらず、当該元利金の全部または一部が社債権者に支払われた場合には、その支払いは無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止している間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

- (5) 本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本劣後特約(1) ①ないし④に従って停止したために当該元利金の支払いが本社債の社債要項に定めた期日に遅れた場合には、社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払いを請求することが出来ない。
- (6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

7. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段（劣後ローン）

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	4,710百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2008年6月25日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2018年6月25日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	変動
18	配当率又は利率(11)	2.4パーセント ※注1
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	

27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

注1) 2018年3月末時点のTier2資本に該当する劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

8. 野村証券株式会社 劣後特約付借入金

自己資本調達手段（劣後ローン）

1	発行者	野村証券株式会社
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	無
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	無
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	劣後特約付借入金
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	493百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	負債
	連結貸借対照表	負債
11	発行日(6)	2008年6月30日
12	償還期限の有無	有
13	その日付	2018年6月29日
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	固定
18	配当率又は利率(11)	2.4パーセント ※注1
19	配当等停止条項の有無(12)	無
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	

27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	有
37	非充足資本要件の内容(23)	実質破綻認定時損失吸収条項

注1) 2018年3月末時点のTier 2 資本に該当する劣後調達全体の利率の加重平均値を表示しております。

9. キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	TH0108010Z01
3	準拠法	タイ法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	139百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	

26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

10. Nomura Asset Management Taiwan Ltd. 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	Nomura Asset Management Taiwan Ltd.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	香港法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	569百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	

26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

11. Chi-X Global Holdings LLC 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	Chi-X Global Holdings LLC
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	デラウェア州法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	5百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	

26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

12. 株式会社杉村倉庫 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	株式会社杉村倉庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	945百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	

26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

13. Shanghai Nomura Lujiazui Investment Management Co., Ltd. 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	Shanghai Nomura Lujiazui Investment Management Co., Ltd.
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	中華人民共和国公司法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	58百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	
26	転換の比率(16)	

27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

14. 株式会社ウエルス・スクエア 非支配持分

自己資本調達手段（非支配持分）

1	発行者	株式会社ウエルス・スクエア
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い(1)	
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額 その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額 Tier 2 資本に係る基礎項目の額
6	連結自己資本規制比率の算出において自己資本に算入する者(2)	
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(3)	
	連結自己資本規制比率	15百万円
9	額面総額(4)	
10	表示される科目の区分(5)	非支配持分
	連結貸借対照表	非支配持分
11	発行日(6)	
12	償還期限の有無	無
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	無
15	初回償還可能日及びその償還金額(7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額(8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別(10)	
18	配当率又は利率(11)	
19	配当等停止条項の有無(12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
24	転換が生じる場合(14)	
25	転換の範囲(15)	

26	転換の比率(16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無(17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無(18)	無
31	元本の削減が生じる場合(19)	
32	元本の削減が生じる範囲(20)	
33	元本回復特約の有無(21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類(22)	一般債務
36	非充足資本要件の有無(23)	無
37	非充足資本要件の内容(23)	

第6章 連結レバレッジ比率に関する開示事項

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	当期末 (2018年3月末)	前期末 (2017年3月末)
オン・バランス資産の額(1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額	22,483,092	21,619,875
1 a	1	連結貸借対照表における総資産の額	40,591,329	42,852,078
1 b	2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額(△)(注1)	24,108	390,126
1 c	7	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子法人の資産の額(連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—
1 d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額(△)	18,084,129	20,842,078
2	7	Tier1資本に係る調整項目の額(△)	240,397	217,984
3		オン・バランス資産の額(イ)	22,242,695	21,401,891
デリバティブ取引等に関する額(2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	2,015,083	2,020,199
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額	9,774,742	9,486,781
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	516,764	627,880
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	1,201,237	1,637,328
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額(△)	497,667	840,514
8		清算会員である最終指定親会社等が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額(△)		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額	14,377,859	17,347,378
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額(△)	12,643,745	15,226,422
11	4	デリバティブ取引等に関する額(ロ)	14,744,272	15,052,629
レポ取引等に関する額(3)				
12		レポ取引等に関する資産の額	37,984,227	37,562,105
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額(△)	21,746,485	18,832,280
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額	1,766,456	1,839,181
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額(ハ)	18,004,199	20,569,007
オフ・バランス取引に関する額(4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額	1,641,311	1,544,474
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額(△)	497,391	513,274

国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	当期末 (2018年3月末)	前期末 (2017年3月末)
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)	1,143,920	1,031,200
連結レバレッジ比率(5)				
20		資本の額 (ホ)	2,666,367	2,689,817
21	8	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)) (ヘ)	56,135,087	58,054,726
22		連結レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))	4.74%	4.63%

(注)

- 1 「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率」(平成27年金融庁告示第11号)第三条第3項に基づき、連結保険子法人等について、連結レバレッジ比率算出において、非連結子会社としての取り扱いをしております。

第 2 部 連結流動性規制に関する開示 (流動性に係る経営の健全性の状況)

（ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成 27 年金融庁告示第 9 号）に基づき行う開示 ）

第1章 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

(単位：百万円、%、件)

項目		当最終指定親会社四半期 (2018年3月期 第4 四半期)		前最終指定親会社四半期 (2018年3月期 第3 四半期)	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額	4,022,519		4,093,602	
資金流出額 (2)		資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額
2	リテール無担保資金調達に係る資金流出額	432,589	69,331	439,624	75,018
3	うち、安定預金の額	—	—	—	—
4	うち、準安定預金の額	432,589	69,331	439,624	75,018
5	ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額	1,636,490	1,460,238	1,292,868	1,125,675
6	うち、適格オペレーショナル預金の額	—	—	—	—
7	うち、適格オペレーショナル預金及び負債性 有価証券以外のホールセール無担保資金調達 に係る資金の額	1,433,259	1,257,008	1,125,050	957,857
8	うち、負債性有価証券の額	203,230	203,230	167,218	167,218
9	有担保資金調達等に係る資金流出額		2,980,486		2,896,735
10	デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与 信・流動性ファシリティに係る資金流出額	2,772,955	2,520,614	2,780,061	2,543,279
11	うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額	2,409,803	2,409,803	2,441,109	2,441,109
12	うち、資金調達プログラムに係る資金流出額	—	—	—	—
13	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金 流出額	363,152	110,811	338,952	102,170
14	資金提供義務に基づく資金流出額等	5,405,060	1,097,262	6,070,503	1,248,020
15	偶発事象に係る資金流出額	563,487	254,265	545,811	246,530
16	資金流出合計額		8,382,195		8,135,257
資金流入額 (3)		資金流入率を 乗じる前の額	資金流入率を 乗じた後の額	資金流入率を 乗じる前の額	資金流入率を 乗じた後の額
17	有担保資金運用等に係る資金流入額	33,720,375	2,203,528	33,572,286	2,282,860
18	貸付金等の回収に係る資金流入額	987,007	894,575	972,565	886,515
19	その他資金流入額	6,566,593	2,604,475	7,227,269	2,589,737
20	資金流入合計額	41,295,947	5,724,550	41,772,120	5,759,112
連結流動性カバレッジ比率 (4)					
21	算入可能適格流動資産の合計額		4,022,519		4,093,602
22	純資金流出額		2,635,674		2,384,411
23	連結流動性カバレッジ比率		153.6%		175.8%
24	平均値計算用データ数	59		62	

第2章 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

会社グループの第4四半期連結会計期間の日次平均適格流動資産の合計額は前四半期比710億83百万円減の4兆225億19百万円となりました。適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額が同2,991億51百万円増の1兆2,570億8百万円、資金提供義務に基づく資金流出額等が同1,507億58百万円減の1兆972億62百万円、純資金流出額は同2,512億63百万円増の2兆6,356億74百万円となりました。

この結果、連結流動性カバレッジ比率の第4四半期連結会計期間の日次平均は153.6%となりました。

会社グループの連結流動性カバレッジ比率が変動する主な要因としては、顧客との有価証券売買および貸借取引に伴うトレーディング在庫の変動が挙げられる他、第4四半期連結会計期間においては無担保資金調達の満期が挙げられます。

2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

会社グループの第4四半期連結会計期間の日次平均連結流動性カバレッジ比率は、法令上の最低要求水準を十分に上回っております。

また、会社グループでは、連結流動性カバレッジ比率に関するリスク・アペタイトを定め、同比率が法令上の最低要求水準を上回る水準であることを日次で確認しております。

3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

算入可能適格流動資産の内容について著しい変動はありませんでした。

4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

該当する重要な事項はございません。

第3章 資金流動性リスク管理に係る開示事項

1. 資金流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

野村では、資金流動性リスクを野村の信用力の低下又は市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、又は通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。資金流動性リスク管理については、経営会議が定める流動性リスク・アペタイトに基づくことを基本方針としております。野村の流動性リスク管理は、市場全体が流動性ストレス下にある場合において、またそれに加えて野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合においても、それぞれ1年間、及び30日間にわたり、無担保による資金調達が困難になった場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することが出来る充分な手許流動性を常に確保することを主な目的としております。

野村は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、さまざまな資金流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、(1) 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持、(2) 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用、(3) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(4) 野村各社に対する与信枠の管理、(5) 流動性ストレス・テストの実行、(6) コンティンジェンシー・ファンディング・プランに関することが含まれております。

経営会議は、野村の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、財務統括責任者(以下「CF0」)は、経営会議の決定に基づき、野村の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。

2. 資金流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

(1) 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持

野村は、グループ内で資金流動性を有効に活用することを可能とするため、グループ各社の余剰資金の集中管理を行っております。資金の使用に関しても、野村では、無担保で提供される資金を一元的に管理しており、内部で上限を設けております。この上限は、CF0によって決定され、経営会議において各部門へ配分が行われます。ファイナンス部門において、資金流動性の管理を行う組織であるグローバル・トレジャリーは、使用状況についてモニタリングを行い、経営会議へ報告しております。

また、グループ会社間の資金移動を円滑なものにするため、規制対象ブローカーあるいは銀行における資金調達は限定的にしか行っておりません。野村は、無担保による資金調達の当社あるいは主要規制外発行体への集中を積極的に行っております。このことにより、野村は調達コストを最小化し、投資家からの認知度を高め、さまざまなグループ会社間の資金供給のフレキシビリティを高めております。

潜在的な資金流動性必要額を考慮し、十分な資金流動性を確保するために、野村は、現金ならびに売却や担保提供することで流動性資金を供給することができる流動性の高い担保未提供資産等で構成される流動性ポートフォリオを維持しており、グローバル・トレジャリーにて他の資産と区別して管理をしております。流動性ポートフォリオの金額は、2018年3月31日現在、4兆6,284億円となっており、ストレス・シナリオを考慮した資金流動性必要額を満たしております。

(2) 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用

流動性ポートフォリオに加えて、主にトレーディング資産で構成される有担保資金調達の際の追加担保として使用可能な担保未提供資産を2018年3月31日現在、2兆1,679億円所有しております。グローバル・トレジャリーは、その他担保未提供資産のモニタリングを行っており、流動性ストレス下においては、当該資産を現金化し、野村の流動性供給のために利用することができます。なお、流動性ポートフォリオとその他担保未提供資産の合計は、6兆7,963億円となりました。これは、野村の1年以内に満期の到来する無担保債務の合計に対して、309.8%に相当します。

(3) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散

野村は、保有資産を継続して維持していく上で必要となる長期性資金を確保するために、長期無担保債務の額、および株主資本を十分な水準に維持するように努めております。また、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために、資金調達を行う市場やプロダクト、投資家、通貨および返済期限の分散にも努めております。

(4) 野村各社に対する与信枠の管理

野村は、資金調達の安定性を確保するために、金融機関から野村に対する与信枠の維持、拡大に努めております。また、資金流動性リスク管理の一環として、野村は、借入の契約満期日が一時期に集中しないように分散させております。

(5) 流動性ストレス・テストの実行

野村は、先に述べた流動性管理方針に沿うよう、一定のストレス・シナリオ下でのキャッシュ流出をシミュレートする内部モデルに基づいて流動性ポートフォリオをモニターしております。

資金流動性必要額は、さまざまなストレス・シナリオ下において、異なるレベルで、さまざまな時間軸に沿って見積もられております。そこでは、親会社や子会社レベルでの格下げといった野村固有および市場全体のイベント下で発生する資金流動性必要額を見積もっております。野村では、このリスク分析を「マキシマム・キュームレーティブ・アウトフロー（以下「MCO」）」と呼んでおります。

MCOフレームワークは、主たる資金流動性リスクを考慮したうえで構築し、以下の2つのシナリオに基づいて、将来のキャッシュ・フローをモデル化しております。

- ・ストレス・シナリオ；市場全体が流動性ストレス下にある場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく1年間適切な流動性を維持すること。
- ・アキュート・シナリオ；市場全体が流動性ストレス下にあることに加え、野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく30日間適切な流動性を維持すること。

野村は、これらの各モデルで用いられている時間軸の中で、資産の流動化を行ったり、ビジネス・モデルを修正することはできないと想定しております。したがって、MCOフレームワークは、ストレス状況下においても、野村が適切と考える流動性リスク・アペタイトを満たすために必要な資金流動性額を定義するものです。

2018年3月末時点において、野村の流動性ポートフォリオは、上述のシナリオ下で想定された資金流出予想額を上回っております。

野村は、規制環境や市場の変化に基づいた資金流動性リスクの前提条件を継続的に評価し、調整をしております。ストレスの影響をシミュレートするために用いるモデルでは、以下のような事象を考慮、想定しております。

- ・資産の売却ができない状況
- ・追加の無担保調達を行うことができない状況
- ・既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- ・発行済み社債の買い取りの可能性
- ・流動性の低い資産を担保とする資金調達ラインの喪失
- ・通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- ・ストレス時における受入銀行預金および担保の流出
- ・既存のレボ調達時の担保掛目の拡大
- ・決済銀行からの担保・預託金追加要求
- ・コミットメント提供先のドローダウン
- ・損失に伴う資金の喪失
- ・野村の信用格付けが2ノッチ格下げされた場合のデリバティブ取引にかかる契約上の追加担保要請、および清算・決済機関からの潜在的な追加担保要請
- ・グループ会社間の資金や証券の移動を制限する法規制を考慮した資金流出

(6) コンティンジェンシー・ファンディング・プラン

野村は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン（以下「CFP」）を定め、包括的リスク管理の枠組みに組み込むとともに、定量的なコントロールを強化しております。この中で、リクイディティ・イベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。その上で、野村固有のあるいは市場全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、野村が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセス

ができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えうるように作られています。なお、野村は、定期的にさまざまな市場や野村固有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。野村は、日本銀行等中央銀行が行うさまざまな証券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも持っております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項

該当する重要な事項はございません。

第3部 開示方針

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に基づき、開示情報の信頼性を維持・確保することを目的として、「最終指定親会社の経営の健全性の状況に係る開示方針」（以下、「当開示方針」といいます。）を定め、経営会議にて承認を得ております。

当開示方針に従い、情報開示委員会及びCFOは、本開示が、作成部署により定められた手続きに従って適切に作成されていることを確認しております。本開示は開示後速やかに経営会議に報告されます。また、手続きの有効性については、定期的にインターナル・オーディット部門の内部監査を受けております。

